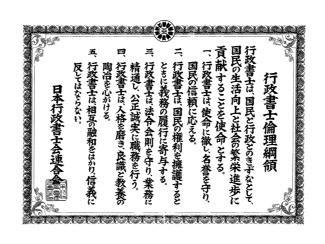


目次

国際業務		··愛知県行政書士会	常務理事	川津	聖司…	1
令和 5 年新年賀詞交勧	吹会·······					2
薬機法に関する研修会	<u></u>			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		4
令和4年度第1回新力	人会員基礎研修会			• • • • • • • • •		5
愛知県行政書士会親睦	幸ゴルフ大会の開催について			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		5
自動車保有関係手続き	きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証	交付に係る事務の委託	託制度に関す	る研修	答会 …	6
入管の在留申請オンラ	ラインシステムに関する研修会(特定技能等	拿) ······		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		6
第29回自由業フレッシ	シュマン・フォーラム10'に参加して			•••••		7
内縁とは言えない男女	文関係の法的保護について(内縁の保護 る	その2)南山大学	兰法学部教授	伊藤	司…	9
お知らせコーナー	ライブラリ研修動画一覧			•••••	1	3
=	ライブラリ研修申込書				1	5
当	美務相談会のお知らせ			•••••	1	6
当	美務相談会申込書			•••••	1	7
会員訪問記(知多支部	邓 加藤 大使会員)		·会報委員	土井	孝仁…1	8
支部だより				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1	9
事務局だより				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3	2
会員の動向 新規登録	录入会者の紹介 他			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3	5
コスモスあいちコーナ	+			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4	2
あとがき					4	3



国際業務

常務理事 川津 聖司

私は約15年間、愛知県内の企業でサラリーマンを していました。主に産業機械・部品を販売する営業 の仕事で、製造業のお客様を訪問していました。例 えば、自動車を製造するための設備に私が売込んだ 機械や部品を採用していただくのですが、コンパク トカーのフィットや高級車・レクサスが開発された 時などは、「どんな車が出来るのだろう」とわくわく しながら打合せをしていたことを思い出します。

そして、2008年に行政書士登録してからは、遺言・遺産分割協議書に関する業務、建設業許可に関する業務、風俗営業許可に関する業務など様々な業務を行ってきましたが、現在では国際業務(在留手続きと帰化手続き)を主に取り扱っています。これまでに中国、ブラジル、ベトナムなど30か国以上の方々のサポートを行ってきました。

在留手続きには、外国から呼び寄せる際の手続き、 留学生等がアルバイトをする際の手続き、留学生が 就職する際の手続き、在留期間を延長する際の手続 き、日本に永住するための手続きなどがあります。

また、帰化許可申請とは、外国人が日本に帰化するための手続きです。国籍別で最も多いのは韓国・朝鮮ですが、最近ではブラジル、ベトナムなどの方の人数が増えています。

在留手続き等に関して、私が実際にサポートした、 あるベトナム国籍の方の事例を説明させていただき ます。

まず、輸入販売事業を営んでいる愛知県内の企業からのご依頼により、ベトナム人スタッフの呼び寄せ「在留資格認定証明書交付申請」(技術・人文知識・国際業務)を行いました。その1年後には、その企業で引き続き就労するための「在留期間更新許可申請」、そして、その方が同じベトナム国籍の方と結婚したことに伴い、配偶者を呼び寄せるための「在留

資格認定証明書交付申請」(家族滞在)を行い、来日後には、その配偶者の方がアルバイトをするために「資格外活動許可申請」を行いました。更にその数年後には、日本でお子さんが生まれたため「在留資格取得許可申請」を行いました。ちなみに、この子には大好きな日本の花にちなんで"ももこ"と名付けました。そして、日本での在留が10年を経過したころ「永住許可申請」を行い、永住者となりました。一般的には、その方のサポートはここまでとなりますが、永住許可が下りたその数年後には「帰化許可申請」の結果、無事日本に帰化することができました。帰化許可申請の際に日本語の試験があるのですが、当時小学生だった"ももこ"さんと一緒に漢字の勉強をされていたことを覚えています。

日本の少子高齢化、労働力人口の減少はこれからも進み、技能実習制度の見直しや特定技能(2019年に開始された在留資格)の活用などにより、外国人労働者の受入れがますます加速するものと見込まれ、私たち行政書士の仕事も増えることが期待されます。

しかし、昔は実務経験豊富な行政書士だけが知っていた情報(許可・不許可事例やガイドライン等)が、現在では出入国在留管理局のホームページから検索出来るようなったことやオンラインでの申請が可能になった(本人が出頭しなくてもよくなった)ことにより行政書士の優位性が低くなりつつあること、そして、東南アジアの新興国の経済発展による賃金上昇や円安等により、外国人にとって日本で働くことの魅力が薄れてきていることは、国際業務に取り組んでいる行政書士にとって危惧されるところではないでしょうか。

令和5年 新年賀詞交歓会

日 時 令和 5 年 1 月16日(月) 午後 5 時

場 所 ANA クラウンプラザホテルグランコート 名古屋 7階 ザ・グランコート

令和5年1月16日に当会と愛知県行政書士政治連盟の共催により、令和5年新年賀詞交歓会が開催されました。

当日は、関係団体の皆様、国会議員、県会議員、 そして名古屋市会議員をはじめとした各自治体から の協力議員の先生方にもご臨席を賜りました。下記 のとおりご紹介させていただきます。

また、会員を含め350名を超える参加があり、賀詞交歓会は盛会裡のうちに幕を閉じました。

公私ともにご多用のなか、ご出席いただきました 皆様に心より感謝申し上げます。



ご臨席者一覧

(敬称略・順不同)

団体役職名	氏名	代理
顧問 (愛知県知事)	大村 秀章	
顧問(名古屋市長)	河村たかし	
愛知県議会議長	須﨑 かん	
名古屋市会議長	岩本たかひろ	
愛知県総務局総務部 法務文書課 課長	田中 宏之	
日本行政書士会連合会 会長	常住 豊	

団体役職名	氏名	代理
日本行政書士会連合会 中部地方協議会 会長 岐阜県行政書士会 会長	森 伸二	
日本行政書士政治連盟 会長	井口由美子	
愛知県司法書士会 会長	細井 久史	
愛知県社会保険労務士会 会長	杉田 貴信	副会長 武 譲二
愛知県土地家屋調査士会 会長	梅村 守	
公益社団法人愛知県不動産 鑑定士協会 代表理事会長	安田 商基	
愛知県弁護士会 会長	蜂須賀太郎	副会長 山田 洋嗣
東海税理士会 会長	太田 直樹	副会長 加藤 仁康
名古屋税理士会 会長	尾崎 秀明	副会長 平 昌彦
日本公認会計士協会東海会 会長	稲垣 靖	副会長 大島 嘉秋
公益社団法人 全日本不動産協会愛知県本 部本部長	萩原 幸二	副本部長 林 敏明
公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会 会長	伊藤 亘	副会長 岩村 清司
公益社団法人 愛知県中小企業診断士協会 会長	石川 君雄	
三重県行政書士会 会長	若林 三知	
福井県行政書士会 会長	坪川 貞子	
石川県行政書士会 会長	向井 隆郎	
富山県行政書士会 会長	大塚 謙二	副会長 寺井 和弘
株式会社日本政策金融公庫 名古屋支店 支店長	竹中 義博	国民生活事業 副事業統括 橋本 博之
公益財団法人名古屋国際センター 理事長	古川 直樹	
公益財団法人あいち産業振 興機構 理事長	兼松 啓子	
愛知県風俗環境浄化協会 専務理事	鈴木 敏	
愛知県自動車販売店協会 会長	小林 剛	専務理事 伊藤 敏男

計28名



【衆議院議員】

(敬称略・議会別50音順)

青山 周平	池田 佳隆
(自民)(比例東海ブロック)	(自民)(比例東海ブロック)
石井 拓	伊藤 忠彦
(自民)(比例東海ブロック)	(自民)(8区)
伊藤 渉	今枝宗一郎
(公明)(比例東海ブロック)	(自民)(14区)
江﨑 鐵磨	大西 健介
(自民)(10区)	(立憲)(13区)
神田 憲次	工藤 彰三
(自民)(5区)	(自民)(4区)
熊田 裕通	近藤 昭一
(自民)(1区)(代理)	(立憲)(3区)
重徳 和彦	杉本 和巳
(立憲)(12区)(代理)	(維新)(比例東海ブロック)
鈴木 淳司	中川 貴元
(自民)(7区)	(自民)(比例東海ブロック)
長坂 康正	根本 幸典
(自民)(9区)(代理)	(自民)(15区)(代理)
古川 元久 (国民)(2区)	牧 義夫 (立憲)(比例東海ブロック)
八木 哲也 (自民)(11区)	吉田 統彦 (立憲)(比例東海ブロック)

計22名

【参議院議員】

伊藤	孝恵(国民)(愛知県)(代理)	大塚	耕平(国民)(愛知県)
片山さ	どつき(自民)(比例)	斎藤	嘉隆(立憲)(愛知県)
酒井	庸行(自民)(愛知県)	里見	隆治(公明)(愛知県)(代理)
田島麻	麻衣子(立憲)(愛知県)	藤川	政人(自民)(愛知県)(代理)
安江	伸夫(公明)(愛知県)		

計9名

【愛知県議会議員】

天野 正基(小牧市)	安藤としき(清須市、北名古屋)
石井 芳樹(長久手市)	石塚吾歩路(あま市)
犬飼 明佳(中川区)	今井 隆喜(安城市)
岡 明彦(緑区)	おぎそ史人(あま市)
かじ山義章(熱田区)	神谷 和利(豊田市)
神戸 洋美(春日井市)	黒田 太郎(千種区)
佐藤 一志(知多市)	佐藤 英俊(一宮市)
島倉 誠(瀬戸市)	杉浦 正和(豊橋市)
鈴木 純(稲沢市)	鈴木 雅博(豊田市)
田中 泰彦(西区)	谷口 知美(昭和区)
塚本 久(北区)	辻 秀樹(千種区)
筒井タカヤ(名東区)	寺西むつみ(中村区)
富田 昭雄(名東区)	直江 弘文(港区)
長江 正成(瀬戸市)	中根 義高(岡崎市及び額田郡)
中村 竜彦(豊橋市)	成田 修(昭和区)
鳴海やすひろ(中村区)	南部 文宏(守山区)
水谷 満信(天白区)	丹羽 洋章(豊橋市)
日高あきら(大府市)	日比たけまさ(春日井市)
平松 利英(一宮市)	政木 りか(東区)
ますだ裕二(中区)	松川 浩明(北区)
村瀬 正臣(江南市)	森井 元志(守山区)
安井 伸治(港区)	山下 智也(小牧市)
渡辺 昇(緑区)	

計45名



【名古屋市会議員】

<u> </u>	
赤松てつじ(中川区)	伊神 邦彦(千種区)
上村 みちよ(東区)	うかい春美(中村区)
大村 光子(昭和区)	岡本 善博(中川区)
小川 俊之(守山区)	おくむら文悟(昭和区)
加藤 一登(港区)	北野 由晴(守山区)
木下 優(中川区)	久野 美穂(中川区)
小出 昭司(中村区)	小林 祥子(名東区)
金庭 宜雄(守山区)	斉藤たかお(中村区)
沢田 晃一(西区)	田辺 雄一(千種区)
中里 高之(緑区)	中田ちづこ(中区)
成田 隆行(天白区)	西川ひさし(昭和区)
橋本 浩幹(南区)	服部しんのすけ(熱田区)
服部 将也(北区)	日比 美咲(名東区)
ふじた和秀(瑞穂区)	松井 良憲(守山区)
三輪 芳裕(天白区)	森 ともお(熱田区)
山田 昌弘(千種区)	吉田 茂(港区)
渡辺 義郎(北区)	
渡辺 義郎(北区)	

計33名

【市町村議会議員】

伊藤	賢二(瀬戸市)	伊藤	貴治(春日井市)
井上	文男(一宮市)	上野	雅美(北名古屋市)
桂川	将典(北名古屋市)	神田	康史(愛西市)
木全	信明(稲沢市)	後藤	哲哉(あま市)
近藤	治夫(稲沢市)	作野	桂子(豊山町)
角田	龍仁(愛西市)	長屋	大和(津島市)
服部	修寛(一宮市)	羽根日	日利明(豊田市)
山岡	幹雄(愛西市)	渡辺	之良(一宮市)
渡部	晃久(一宮市)		

計17名

【愛知県行政書士会】

名誉会長	山田 高嗣
相 談 役	田宮 章
相 談 役	久野 真技
相 談 役	市川 雅敏
相 談 役	長瀨紀美子

計5名

薬機法に関する 研修会

法人経営部 黒澤 淳

日 時 令和 4 年 8 月30日火 午後 2 時~ 4 時30分

場 所 愛知県行政書士会 3階

講 師 日行連許認可業務部社労税務・生活衛生部 門専門員 石井 亜由美会員

出席者 WEB 85人 (ライブ視聴のみ)

品質、有効性、安全性の確保

- ・製造、製造販売、(販売)の業規制
- ★「製造販売」とは、製造(他に委託して製造をする場合を含み、他から委託を受けて製造をする場合を除く)をし、又は輸入をした 医薬品(・・)、医薬部外よ品、化粧品、・・を、それぞれ販売し、 貸与し、若しくは授与し、・・提供することをいう。 「元売」「出荷判定」「市場の製品の最終責任」
- 製造販売される医薬品等の取扱方法及び記載事項
- 医薬品等の広告規制
- 医薬品等の製造販売後の安全対策に関する規制
- 。監督

R版転載・複写を禁じます。 Copyright (C) 2022 Ayumi Ishii All Rights Reserved. 1

マイナーな業務ではありますが、この度法人経営 部では日行連許認可業務部社労税務・生活衛生部門 専門員をお務めの石井亜由美会員を講師にお招きし、 WEB形式で薬機法(旧薬事法2014年の法改正によ り名称変更)についての研修会を開催いたしました。

研修会前半は「薬機法の基礎」後半に「化粧品の 許可実務」についての講義をしていただきました。

薬機法の基礎についての講義では、「医薬品と医薬部外品」の違いについて、また医薬品にあっては健康リスクの観点から更に分類されていることについてイラストや写真を使用しての非常に分かりやすく丁寧なご講義をしていただきました。

後半は、マイナーな薬機業務の中でも問い合わせの多い化粧品の製造・輸入・販売等についての許可申請にかかる実務について、注意すべき事例を交えご講義していただきました。

薬機法関連の業務はマイナーな業務であること、 そして、その性質上細かな規制があり、また、かなりの知識を要することから愛知会では薬機法関連の 業務を行っている会員が少ないように思います。

今回の研修会は「薬機法」の入り口的な研修会で はありましたが、この研修会を機に「薬機法関連業 務」に是非トライしていただけたらと思います。

令和4年度第1回 新入会員基礎研修会

法務部 佐藤 甫

日 時 令和 4 年10月25日火 午前10時~午後 5 時

場 所 名古屋サンスカイルーム A室

出席者 135名



今回の令和4年度第1回新入会員基礎研修会は、 名古屋サンスカイルームで開催になりました。出席 者人数も135名と多くの新入会員の皆さんが、参加 してくれました。まず、前半は西堀俊徳副会長、渡 邊邦彦法務部長による行政書士法、行政書士倫理、 愛知県行政書士会会則、職務上請求書の取り扱いに ついてのご説明がありました。特に新入会員の皆様 方につきましては職務上請求書の取り扱いには、十 分に留意していただきたいと思います。

後半は、愛知県行政書士政治連盟、コスモス愛知の担当者による説明から始まり、続いて、恒例の各業務部の部長による部紹介、業務内容説明がありました。各部長の皆様方は、自分の業務経験や業務で気を付ける点などをお話になりました。新入会員の皆様にとりましては貴重なお話だったと思います。最後は、愛知県総務局局長の江口幸雄様をお招きして愛知県の新型コロナウイルス対策、行政書士の業務に関する事についてご説明がありました。

新入会員の皆様、講師の先生方、長時間ありがと うございました。新入会員の皆様におかれましては 益々のご活躍をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会 親睦ゴルフ大会の開催について

総務部 岡田 英紀

日 時 令和4年11月30日(水) 場 所 三河カントリークラブ 出席者 37名



令和4年11月30日、晩秋の穏やかな気候のなか、 新城市の三河カントリークラブにおきまして総勢37 名の会員参加による親睦ゴルフ大会が開催されました。

開会セレモニーでは前田会長のあいさつで始まり、 続いて1番ティーグランドでは前田会長、田宮相談 役により盛大に始球式が行われました。

ホールアウト後に行われました成績発表及び表彰式では、岡田総務部長司会のもと、まずは個人戦のグロスでの順位が発表され、次に個人のペリア方式での順位が発表されました。本年も中央、知多支部より産地名産の一品が贈呈され、また参加者全員には吉野屋製菓勝成饅が送られました。男性部門のグロス優勝は豊田支部の稲垣勝康会員が受賞され、女性部門は新城支部の矢澤あや子会員が受賞され、女性部門は新城支部の矢澤あや子会員が受賞され、方は部門は新城支部の矢澤あや子会員が受賞され、ケンの高級黒毛和牛1kg!!の目録が贈呈されました。

その他にもニアピン賞、ドラコン賞等の景品をみなさんが受賞され、和気藹々とした雰囲気の中、日頃の仕事や疲れを忘れ、プレイに表彰式にと大いに親睦を深めあった楽しい一日を過ごすことができました。来年はさらに盛大なゴルフ大会となるよう企画して参りますので、乞うご期待ください。

自動車保有関係手続きのOSS並びに 車検証の電子化及び車検証交付に係 る事務の委託制度に関する研修会

運輸交通部 佐藤 友哉

日 時 令和 4 年12月 1 日休 午後 1 時30分~ 5 時

場 所 名古屋サンスカイルーム(ライブ配信あり)

講 師 中部運輸局自動車技術安全部管理課 職員 公益財団法人自動車情報利活用促進協会 職員

参加者 会場参加:30名 ライブ視聴:108名

令和5年1月から始まる、車検証電子化と、記録 等事務委託制度についての研修会を開催致しました。

今回の研修では、従来の自動車検査証と電子化された自動車検査証の記載内容の変更点や、記録等事務委託制度の概要説明をしていただきました。

記録等事務委託制度はOSS申請のみを対象としており、委託を受けるにはOSS申請が必須となります。 委託対象には行政書士または行政書士法人も含まれており、これまでOSS申請に取り組んで来なかった方にとっても、仕事獲得のチャンスとなる制度です。

来年は制度変化元年となり、様々なところで混乱が起こることが予想されますが、運輸交通部としても、会員がOSS申請にもスムーズに取り組めるよう、研修を行う予定です。

OSS申請に限らず、運輸業務にご質問等ございま したら、運輸交通部までお問い合わせください。

入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会(特定技能等)

国際部 金岩 正雄

日 時 令和 4 年12月 9 日金 午後 2 時~ 4 時

場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講 師 国際部委員 高野 正也会員

参加者 4名 ライブ視聴者106名



国際部では、オンラインシステム及び特定技能の申請について研修を行いました。令和4年3月よりオンラインによる在留手続に係る利用者や対象となる在留資格が拡大されました。仕様の変更点や間違えやすい点など、マニュアルに沿って利用登録の手順を説明されました。パソコンで実際の操作を行いながら説明され、初めて携わる方にとってもわかりやすい内容となっていました。配布された資料も豊富で、研修後登録された会員も多かったのではないでしょうか。

その後、オンライン申請を使って実際に申請をする場合の手順を説明されました。今回は特定技能を申請することを想定した内容です。オンライン申請特有の注意点を交えてお話しいただきました。特定技能の申請は専門性が高く、添付書類も多いのですが、分野に長じた具体的な説明で、イメージを掴めたことと思います。また、実際の事例をもとに資料を作成されており、申請ページ・添付資料も大変価値が高いものとなっていました。資料を基に自身の申請に置き換えて申請できるので、オンライン申請を導入するハードルは軽減されたものと思います。

実務に直結した研修で、会員の方の関心も高かったことと思います。国際部では、今後も会員の方にとって有益な研修を行いたいと思います。

第29回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加して

碧海支部 林 千尋

日 時 令和 4 年11月22日(火) 午後 6 時30分~ 8 時30分

場 所 TKPガーデンシティPREMIUM名古屋駅前名駅ダイヤメイテツビル 3 F



令和4年6月24日に安城市で開業しました林千尋と申します。行政書士業務を安定して実施していくにあたり、日頃から意欲のある同業、他士業の方と繋がることの重要性を実感しておりました。しかし、この2年超のコロナによる社会全体に及ぶ活動の縮小要請により、この業界も同様に大規模な集まりや対面での研修会は軒並み自粛を強いられており同業、他士業の方々と知り合う機会を制限される難しい時期を経験しておりました。

まだ予断は許さないもののようやく社会活動が戻りつつある状況で、当フォーラムが3年ぶりに開催される旨の連絡をいただき、即参加することを決めました。

当日は、なるべく多くの意欲のある行政書士の方 と会話をし、その方の専門業務伺うことで連携でき そうな方を探すことを目標に掲げ、おかげさまで多 くの方と知り合うことが出来ました。加えて自分が 対応していない業務をご紹介出来る先生とも知り合 うことができましたので、より自分の業務に邁進す ることができる土台を形成することができました。 さらに他士業の税理士や社会保険労務士、弁護士の 方々とも繋がる機会を得られ、どのような業務を行 われていて、その業務の重要性や苦労する点等教え ていただくことができたことで、大いに刺激を受け たと共にイマジネーションも次々と湧いてくる大変 貴重な時間を過ごすことができました。会場の雰囲 気は大変華やかで美味しそうな料理が出ていました が、それを口にする時間ももったいなく思えてしま い、当日はひたすら色々な方々とお話しさせていた だきました。この経験から当フォーラムに参加され ていない同業の方にも機会があれば、是非参加され ることをお薦めいたします。

最後になりますが、このような大変貴重な機会を 設けていただいた、愛知県行政書士会の役員・事務 局の皆様方に厚くお礼申し上げます。

ちょっとひと息 「品種登録」~その他編~

- ▲ その品種が種苗法の品種登録出願がなされていない場合は、種苗法上問題ありませんが、当該品種が出願(出願公表)されている場合は、仮保護の対象となりますので、使用に当たっては注意する必要があります。
- 農業者は自ら利用する分(第三者には譲渡しない)であれば、登録品種の種苗を増殖してもかまいませんか。
- ▲ 令和4年4月1日以降は、登録品種の種苗を増殖するためには育成者権者の許諾が必要となりました。農業者が 登録品種の種苗を栽培して収穫物を得て、その収穫物の一部を自己の経営の範囲内で種苗として使う場合であって も、育成者権者の許諾が必要です。

また、これまでどおり、増殖した登録品種の種苗を販売又は譲渡する場合にも、育成者権者の許諾が必要です。

出典:農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

第29回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加して

一宮支部 立松 智美

日 時 令和 4 年11月22日火 午後 6 時30分~ 8 時30分

場 所 TKPガーデンシティPREMIUM名古屋駅前名駅ダイヤメイテツビル 3 F



一宮支部の立松智美と申します。この度、令和4年11月22日に開催された第29回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加させていただきました。

このフレッシュマン・フォーラムは、これまでは 入会3年までの士業が対象であったようですが、コロナ禍で昨年及び一昨年の開催が見送られたこともあり、今回は入会4年未満の士業も対象となりました。私は令和元年の登録なので少々フレッシュではないなと思いながらも、最初で最後のチャンスだと思い申し込みました。

以前参加されたことのある弁護士の方から、ここでの出会いはその場限りでなく、仕事やプライベートで長くつきあっていける仲間づくりができます、というお話を聞いたばかりだったので、今回もそう

いう素敵な出会いがあることに期待し、心弾む思い で参加しました。

最初は16のテーブルに各士業がバランス良く配置 され、そこから名刺交換が始まりました。一通りテ ーブルでの自己紹介や名刺交換が終わると、その後 は皆、別のテーブルに移動し、更に交流を深めてい きました。食事や飲み物の用意もありましたが、多 くの方が飲食を忘れ、話しこんでいたようです。ま た、参加者は若い方ばかりかと思っていましたがそ うでもなく、複数の資格を持っている方で、ある資 格ではベテランだけれども、もう一方の資格では登 録したばかり、という方もいらっしゃって、想像し ていたよりも、年代も経験も幅広く様々な方が集ま っていたように思います。話題はそれぞれの仕事の 内容、お互いにどうやって連携していけるかという ことから始まり、その士業ならではの悩みや苦労等、 普段は聞く機会のない興味深い話を聞くことができ ました。

2時間という時間は、あっという間でした。皆、 もっと交流を深めたいと思ったようで、気の合った 者どうしが集まり、二次会も行われました。私も二 次会に参加させていただき、終電ぎりぎりまで楽し い時間を過ごすことができました。

普段、一度にこんなに多くの他士業の先生と交流できる機会は、なかなかないと思います。実務では行政書士だけでは完結せず、他士業との連携が必要な場面は多々あり、その時にここで得た人脈が活かせるだろうと思うので、参加して本当に良かったと思いました。

最後になりましたが、コロナ禍で開催が難しい中、 開催の決断をして頂き、貴重な機会を設けてくださ いました役員・事務局の皆様に感謝申し上げます。 ありがとうございました。

ちょっとひと息「品種登録」~その他編~

Q 自分の品種が勝手に使われているようです。どこか相談するところはありますか。

A 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターに、育成者権の保護・活用を支援するための品種保護Gメンが設置されていますのでご相談ください。

判定制度の利用を検討する場合は、品種登録ホームページに掲載している「判定請求の手引き」もご参照の上、事前に農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室にご相談ください。

出典:農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

内縁とは言えない男女関係の法的保 護について(内縁の保護 その2)

南山大学法学部教授 伊藤 司

1. はじめに

前号に引き続き、内縁関係の判例について検討していくことにしたい。今回問題とするのは、内縁とは言えない男女関係に法的保護を考えることができるのか、という問題である。この検討は、内縁から離れるようであるが、内縁の保護の限界を画するという問題と、内縁ではない男女関係といかに考えるのかという問題、さらには男女関係以外に婚姻類似の関係を考える必要がないのかという問題など、実に多様な問題と結びついていると言える。そのすべてを解決することは困難であるといえようが、少なくとも解決に向けた方向性を検討していきたいと考える。なお、厳密に言えば、今回の内容は必ずしも内縁の問題を取り扱うものではないが、内縁の法的取扱とその外側にある男女関係(外縁とでもいうべきか)の法的取扱の差を扱うことになろう。

2. 最高裁平成16年11月18日判決

今回検討の対象となるのが、最高裁平成16年11月 18日判決判時1881号83頁=判タ1169号144頁である。

(1) 事実関係

X女とY男は、昭和60年11月に知り合い、1ヶ月後に婚約したものの、翌年の3月に婚約を解消した。ただ、そのとき知人に「お互いにとって大切な人であることには変わりな」く、「特別の他人として、親交を深めることに決めました」という文言のある連名の書状を送付した。その後は、交際を続けたものの、独立して生活をしていた。Xは、Yの希望により、XとYとの子供を出産したが、XとYとの取り決めに従い、子供の養育は、Xは一切かかわらず、長女はYの母に引き取られ、長男はYが引き取った後に施設に預けられている。

平成12年頃、YはA女と交際を開始し、平成13年4月30日の2人は結婚を決意した。同年5月2日にYとXとが会って、今後は今までのような交際を続けることはできない旨の手紙をYからXに手渡し、

Xとの関係を一方的に解消することとなった。その ため、XからYに対して慰謝料請求がなされた。

原審は、①XとYとの関係は、その維持をもっぱら両者の自由な意思のみに委ねるものであり、法的な拘束性を伴うものではないと解されるから、その解消にあたっては、たがいに損害賠償を生ぜしめるものではないと解する余地もあり得る。しかし、②XとYとは、16年間にわたり、関係を継続し、2人の子供をもうけ、時に互いの仕事に関し協力して、一緒に旅行することもあるなど、たがいに生活上の「特別の他人」としての立場を保持してきたという事情があり、YがXとの格別の話し合いもなく、突然上記関係を一方的に破棄し、それを破綻させるに至ったことについては、Xにおける関係継続についての期待を一方的に裏切るものであって、相当とは認めがたいとして、Yに慰謝料100万円の支払いを命じた。そこで、Yが上告受理を申し立てた。

(2) 判旨

最高裁判所は、Yの敗訴部分を破棄して、Xの請 求を棄却した1審判決を相当として、以下のように 判示した。「事実関係によれば、①上告人と被上告 人との関係は、昭和60年から平成13年に至るまでの 約16年間にわたるものであり、両者の間には2人の 子供が生まれ、時には、仕事の面で相互に協力をし たり、一緒に旅行をすることもあったこと、しかし ながら、②上記の期間中、両者は、その住居を異に しており、共同生活をしたことは全くなく、それぞ れが自己の生計を維持管理しており、共有する財産 もなかったこと、③被上告人は上告人との間に2人 の子供を出産したが、子供の養育の負担を免れたい との被上告人の要望に基づく両者の事前の取決め等 に従い、被上告人は2人の子供の養育には一切かか わりを持っていないこと、そして、被上告人は、出 産の際には、上告人側から出産費用等として相当額 の金員をその都度受領していること。 ④上告人と被 上告人は、出産の際に婚姻の届出をし、出産後に協

議離婚の届出をすることを繰り返しているが、これは、生まれてくる子供が法律上不利益を受けることがないようにとの配慮等によるものであって、昭和61年3月に両者が婚約を解消して以降、両者の間に民法所定の婚姻をする旨の意思の合致が存したことはなく、かえって、両者は意図的に婚姻を回避していること、⑤上告人と被上告人との間において、上記の関係に関し、その一方が相手方に無断で相手方以外の者と婚姻をするなどして上記の関係から離脱してはならない旨の関係存続に関する合意がされた形跡はないことが明らかである。

以上の諸点に照らすと、上告人と被上告人との間の上記関係については、婚姻及びこれに準ずるものと同様の存続の保障を認める余地がないことはもとより、上記関係の存続に関し、上告人が被上告人に対して何らかの法的な義務を負うものと解することはできず、被上告人が上記関係の存続に関する法的な権利ないし利益を有するものとはいえない。そうすると、上告人が長年続いた被上告人との上記関係を前記のような方法で突然かつ一方的に解消し、他の女性と婚姻するに至ったことについて被上告人が不満を抱くことは理解し得ないではないが、上告人の上記行為をもって、慰謝料請求権の発生を肯認し得る不法行為と評価することはできないものというべきである。」

3. 判決の分析

(1) 内縁判例との関係

この判決は内縁に関する判決とは決して言えない。 内縁というのは、婚姻意思があって夫婦同然の生活 をしながら、婚姻届は提出していない男女関係を指 す用語であるが、本件のXとYとは、明確に婚姻を することを選択しない男女であり、しかも社会から 夫婦であると認識されるような関係でもない。すな わち、前出判旨における事実認定の②、すなわち、 両者は別居しており、同居したことはなく、経済的 にも独立して、共有財産もないこと、次に事実認定 の③、すなわち、2人の間には子がいるが、子につ いてはYが希望し、Xはそうでもなく、出産費用は Yが負担し、Xはその希望により、子供の養育には 一切かかわりを持っていないこと、さらに④の後半 部分の認定、両者に婚姻意思は認められないこと、 むしろ両者は婚姻を拒否していること、最後に、⑤ 両者の間に無断で他の者との婚姻をすることができ

ない旨の合意のないことなどの事実認定からは、婚 姻とは評価できない2人の関係が読み取れる。従来 このような男女関係があったときに、慰謝料の問題 などは考えられなかったはずである。まさに、本件 においても慰謝料請求権は否定されている訳である が、そのとき、「上告人と被上告人との間の上記関係 については、婚姻及びこれに準ずるものと同様の存 続の保障を認める余地がない」と明確に内縁ではな いとの評価がされる一方で、「上記関係の存続に関し、 上告人が被上告人に対して何らかの法的な義務を負 うものと解することはできず、被上告人が上記関係 の存続に関する法的な権利ないし利益を有するもの とはいえない」という判示を付け加えている。この 後者の判示からは、たとえ「内縁」とは評価できな い関係であっても、「関係の存続に関し、上告人が被 上告人に対して何らかの法的な義務を負うものと解 すること が可能であると評価できるような場合、 判決からすると、⑤の判示中の「関係に関し、その 一方が相手方に無断で相手方以外の者と婚姻をする などして上記の関係から離脱してはならない旨の関 係存続に関する合意 | が認められるような場合には、 「関係の存続に関し、上告人が被上告人に対して何 らかの法的な義務を負うものと解すること」が可能 であると評価されよう。つまり、この判示には単な る内縁の否定のみならず、この判示から、婚姻とも 内縁とも評価されない関係であっても、場合によっ ては、何らかの法的義務の存在が肯定されることが あり得ることを判示しているように理解される¹。 もし、このような理解が可能であるならば、この判 決は、最高裁によって、婚姻でも内縁でもない男女 関係に法的取扱を認めた判決ということができる。

(2) 内縁でもない関係の法的取扱

では、婚姻でも、内縁でもない関係の法的取扱は どうなるかということになるが、最高裁は、当事者 の合意に基づいて、法的取扱を考える態度を示して いると言える。この立場は、前回における内縁に批 判的な学説の主張と合致する点があり、個人的には、 その立場から、内縁の取扱の議論と、今回の内縁以 外の関係の取扱とを統合することができないかを考 えている。この点の検討は、本稿の範囲を超える問 題路なるし確定的な見解をまとめることもできてい ないので、今回はその方向性を示すのみにさせてい ただきたい。すなわち、本稿においては、範囲を内 縁以外の男女関係に絞ったうえで、その当事者間の 合意をどのように考えるべきかを検討していくこと にし、最後に、その範囲を超える問題にまで言及す ることとしたい。

① 合意をどこまで尊重するのか

前述のように、本件判決では、合意による関係を 無効なもの(婚姻意思のないことから明らかに内縁 ではないということになる)とは考えず、その関係 に即した法的保護を可能とするような判決と理解す ることができる。本件は、婚姻をすることを意図的 に避けており、そのような婚姻類似の関係とは評価 できない男女関係も、法的な処遇を受ける可能性を 認めた判決であると理解できよう。前述のように、 婚姻を志向していない男女関係は、従来は法的取扱 の対象外とみられていた。このような男女関係にお いても、その男女間でなされた包囲を法的保護に値 すると考えられ得る場合(考えられない場合につい ては後述)には、その合意に従って、2人の関係を 考えていくということになろう。このように、合意 (契約)によって、婚姻ではない男女関係を規律し ていくことは、外国法ではみられる現象であって2、 日本においても少なくともその可能性が開かれたこ とは、注目に値しよう。今後は、具体的にどのよう な合意があり得るかを検討し、外国のように、契約 のひな形を考えることも視野に入れつつ検討を進め てくべきであろう。

② ライフスタイル選択の自由について

なお、この点に関連して、以前から学説によって 議論されてきた、ライフスタイル論が注目される。 このライフスタイル論は、以前より、二宮教授によ り主張されてきた。二宮教授は、前回の内縁の死亡 解消に関して、その場合に、財産分与規定の適用を 肯定する立場から、ライフスタイル選択の自由とい う観点を展開される。すなわち、様々な事情で婚姻 届を出せないカップル、あるいは自分たちの意思で 婚姻届を出さないカップルが、存在するが、このよ うなカップルにも、死亡解消の場合に、合理的で簡 潔な法的救済を保障すべきであり、それを可能とす る仕組みとして、財産分与規定の準用を提案される。 二宮教授によれば、そのような保障があれば、自己 にふさわしいライフスタイルを安心して選択できる、 というのである³。この主張の当否はともあれ、そ の主張の根底にある「ライフスタイル選択の自由」 を重視すべきとする主張には、傾聴すべき点がある。 人間には、自分の生き方を自由に決定できるとする

べきであり、法はその選択を制限すべきではないと する考え方である。その主張そのものは、否定でき ないものであると考える。しかしながら、ライフス タイル選択の自由をどのように保障するかは検討の 余地があろう。

ライフスタイルの選択という点からするならば、 ライフスタイルの選択の結果がなぜ婚姻と同一にな らなければならいのかについて理解することができ ない。多様なライフスタイルの選択を認めることは、 その結果においても多様性をもたらすはずである。 二宮教授のいうように、多様なライフスタイルの結 果が婚姻と同じ効果をもたらすのであれば、むしろ 当事者に自由なライフスタイルの設計を許すことを 阻害する結果になるのではないだろうか。もしそう だとするならば、二宮教授の主張は、むしろ多様な ライフスタイルの選択を収束させる効果をもたらし はしないだろうか。個人的には、多様なライフスタ イルの選択を認めるならば、当事者にその効果につ いて自由に設計させ、国はその一部にしか介入しな い(婚姻については全面的に介入し、内縁には一部 しか介入しない。もちろん国が全く介入しないライ フスタイルも可能性としてはあり得る) 方が望まし いと考えられよう。そうすると、どの程度介入を許 すのかが問題となろうが、まずは今回問題とした判 例の立場のように、当事者の合意の範囲内で、規律 することを考えていく、しかも、対象としては、婚 姻以外のすべての男女関係に及ぶと考えるべきでは ないだろうか。

③ 守ることが適当とは言えない合意はないのかなお、そのうえで考えるべきは、すべての合意を契約のように守られるべきものとすべきかどうかである。結論から言えば、すべての合意を契約のように守られるべきものとすることはできないように思われる。

たとえば、本件における子の処遇についてのXYの合意をみてみよう。本件においては、前述のように、Xは、Yの希望により、XとYとの子供を出産したが、XとYとの取り決めに従い、子供の養育は、Xは一切かかわらず、長女はYの母に引き取られ、長男はYが引き取った後に施設に預けられている。このように、本件における合意を妥当なものと考えるべきかどうかは、慎重に検討をする必要があろう。子の立場から考えれば、この合意は、親の勝手な合意により子の処遇が決定されることとなる。実際に、

子の1人は、父親の母(本人にとっては祖母)に引き取られ、もう1人は、父親に引き取られながら、後に施設に預けられている。このような子の処遇が具体的にこの成長にとってよい選択であるのかが疑問視されるものであるのみならず、いくら親だとしても、子の処遇を親の自由に決定することは許されず、本件のように、子の権利を制約するような合意を、少なくとも有効な合意としてその貫徹を図ることは許されないはずである。つまり、少なくとも男女の子に関する合意は、その決定を男女に任せるということは適切ではないように思われるのである。この制約の法的構成を、合意は原則として有効であるが、公序良俗違反の合意は無効とする⁴という考え方や、そもそもそのような合意は許されないものと構成するか、などが考えられよう。

④ 合意がない場合はどう考えるべきか

次に、検討すべきは、問題について、合意がないような場合である。このとき、合意がないのであるから、その問題についての法的基準が全くないものと考えて、その問題を法的に問題とする必要がないとすることも可能である。しかし、そのような態度は、ある意味で、当事者に合意のないことを奇貨として、その問題についての法的取扱を考えないという結論になることとなって、ある意味で、合意のないことのリスクにつき、合意をしなかった男女に全面的に負担させる、という選択をさせることとなる。

しかし、そうなるとたとえば子についての合意がないような場合にも、法的取扱を放棄するという結果を生じさせかねない。これが妥当ではないことは明らかである。このような理由から、何らかの法的枠組みを与える必要はないのか、という主張がなされている 5 。筆者自身の見解も含め、具体的な提案はいまだなされていないということができるが、この方向性で検討を進めていくことが適切であるように思われる。

4. 終わりに

さらに、この方向性が肯定されるとするならば、いわゆるLGBTQの人たちの主張もこの枠組みで考えられるようにも思われ、この検討の視野は、男女関係に限られるものではなく、かなりの広がりを持つ議論となりうるように思われる。その検討に際しては、婚姻を拒否する男女や、いわゆるLGBTQの人たちの主張を改めて吟味して検討していくことが

求められよう。これは、困難であることは重々承知しているが、最終的には、契約のひな形を考えられるところまで、検討を進める必要があろう。これは 筆者自身も含めた、研究者への宿題として受け止めていきたい。

なお、ここで、さらに考えなければならない問題として、上述のような枠組みそのものを否定するような選択をする人たち、極端に言えば、何らの法的取扱も必要としないと考える人たちの選択をどのように考えるかである。そのような選択をする人は無視すればよい、という見解もあり得るが、その選択をする当事者だけであるならば、そのように考えることも可能である。しかし、その選択の結果、影響を受ける第三者(たとえば、その関係の中で、子を養育していくという希望があったときの子などが考えられよう)がいるとするならば、そのような者への影響を全く無視するようなことが許されないはずである。そうだとするならば、そのような関係にも、何らかの法的枠組み(あるいはそれによる法的取扱い)を考える必要がでてくるようにも思われる。

このように考えていくと、問題はさらに複雑化し、 検討すべき問題がどんどん増えていくことになるが、 将来に向けて検討を続けていきたい。

¹ 山下純司「判例解説」『民法判例百選Ⅲ親族·相 続』(有斐閣2018年) 48頁参照。

² 拙稿「ドイツにおける婚姻外生活共同体」法学 57巻5号(1993年)146頁、山下純司「婚姻外カッ プルの関係」ジュリ1385号(有斐閣2009年)77頁 以下参照。

³ 二宮周平「内縁の死亡解消と財産分与請求権」 リマークス 6 号 (日本評論社1993年) 82頁以下。

⁴ 民法90条、また水野紀子「判例解説」平16重判 (有斐閣2005年) 79頁参照。

⁵ そのような見解として、山下純司前掲(注2) 論文86頁参照。

お知らせコーナー

研修会動画一覧

ライブラリ研修 : 会館にて視聴していただきます。次頁のライブラリ研修申込書によりお申込みください。 オンデマンド研修: 愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライブラリ】 - 【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

(令和5年1月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	月25日現在 オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	分○3分 立卩	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	0	0
2	総務部	546	Н30.12. 6	被災者支援に関する研修会	0	0
3		530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	0	×
4		531	H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について(入門編)	0	×
5		555	R 1. 9.26	初心者向け業務研修会 (廃棄物処理業関係業務)	0	0
6		573	R 2. 9.23	コロナ禍における建設業許可申請・届出について	0	0
7	建設環境部	579	R 3. 1.21	建設業許可申請と経営事項審査についての研修会	0	0
8		594	R 3. 9.29	建設環境部初心者向け業務研修会	0	0
9		607	R 4. 2. 7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	0	0
10		619	R 4. 9.15	建設環境部業務研修会	0	×
11		620	R 4. 9.29	初心者向け業務研修会 (廃棄物処理業関係業務)	0	0
12		623	R 4.11.29	建設環境部業務研修会	0	0
13		551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)研修会	0	0
14		595	R 3.10. 4	運輸交通部初心者向け研修会	0	0
15	運輸交通部	599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	0	0
16	72 III) 472 III	615	R 4. 8. 1	行政書士業務としてのドローンの将来性についての研修会	0	0
17		624	R 4.12. 1	自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証 交付に係る事務の委託制度に関する研修会	0	0
18		509	H26.12.25	はじめての国際法1	0	0
19		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	0	0
20		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方~相続と遺言について~	0	0
21		528	H28. 4.25	国際私法の考え方~婚姻と離婚について~	0	0
22		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会(法人経営部と合同)	0	0
23		547	H31. 2.21	国際業務研修会 (フィリピン人の再婚と重婚問題)	0	0
24	国際部	558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	0	0
25		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	0	0
26		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	0	0
27		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	0	0
28		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	0	0
29		611	R 4. 6. 9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	0	0
30		625	R 4.12. 9	入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会(特定技能 等)	0	0
31	私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会(初心者のための遺言作成実務基礎講座)	0	0
32	(14)(左印)	488	H26. 3.17	私法業務部門研修会 (遺産分割協議書の書き方)	0	0

	部	番号	年 月 日	内容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
33		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	0	0
34		534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	0	0
35		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会(企画情報部と合同)	0	0
36		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	0	0
37	d1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	571	R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会	0	0
38	私法部	591	R 3. 9. 2	事業承継に関する研修会	0	0
39		602	R 3.12. 7	民法(相続法)改正に関する研修会	0	0
40		608	R 4. 2.16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみ受講可	0	×
41		610	R 4. 3.17	私法部初心者向け研修会	0	0
42		616	R 4. 8.25	相続登記義務化に関する研修会	0	0
43		621	R 4.11.15	民法改正後の実務に関する研修会	0	0
44	国際部·私法部	618	R 4. 9. 8	韓国の相続に関する研修会(合同開催)	0	0
45		552	R 1. 8.26	初心者向け土地利用業務研修会	0	0
46		559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準(主に第16号)について	0	0
47		565	R 2. 2.19	農地法許可の審査基準についての研修会	0	0
48		570	R 2. 7.13	不動産に関わる業務手続きについての研修会	0	0
49		575	R 2.10.26	都市計画法 [第34条1号許可] についての研修会	0	0
50		582	R 3. 2.15	農地法及び土木設計の基礎知識についての研修会	0	0
51	土地利用部	596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	0	0
52		603	R 3.12.17	都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準分家住宅の研修会	0	0
53		609	R 4. 2.22	農地法第4条5条許可申請書の書き方及び 建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会 建築物の立地基準及び行政書士が受託しない「宗教法人の分野」	0	0
54		622	R 4.11.22	の業務に関する研修会 所有者不明土地法の改正等及び特定都市河川浸水被害対策法	0	0
55		626	R 4.12.19	(雨水浸透阻害行為許可)に関する研修会	0	0
56		425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	0	0
57		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	0	0
58		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	0	×
59		537	H29.11.24	ドローン等(無人航空機)飛行許可・承認申請手続きについて	0	0
60		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会(国際・私法部と合同)	0	0
61		541	Н30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ~著作権業務の可能性~	0	0
62		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	0	×
63	法人経営部	576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【1回目】	0	0
64		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【2回目】	0	0
65		584	R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	0	0
66		585	R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	0	0
67		590	R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	0	0
68		604	R 3.11.12	CADによる図面作成 (基本的操作の出来る方対象) 研修会	0	0
69		605	R 4. 1.28	著作権に関する研修会	0	0
70		617	R 4. 8.30	薬機法に関する研修会	0	0

ライブラリ研修申込書							令和	年	月	В	
愛知県	行政書士	会会長	殿					lì ΔH	Ŧ	/1	Н
	氏	名									
山 汀 耂	支	部				支部	事務所TEL・FA			FAX	
申込者	会員	番号					TEL	()		_	
	メールフ	アドレス					FAX	()		_	
下記の	とおり、	研修会視	聴を申込	みます。							
視聴希望日時		È	番号	研修開	催日	内 容				備考	
(例) 令和○年○月○日▽時			531	平成28.	9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について(入 門編)			て(入		

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで(受付時間10時~12時、13時~15時)
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
担脑由以 7、	視聴希望日の7日前までにFAX (052-932-3647) にて申込みください。
視聴申込み	(視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります)
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。
	2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。
利用上の注意	3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。
	4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は
	退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡 いたします。

※愛知会ホームページhttp://www.aichi-gyosei.or.jp/の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もございますのでご利用ください。



業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃(収運)業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について

開催日 毎月第4木曜日(祝日の場合は第3木曜日に開催)

時 間 午後1時30分

【産廃(収運)業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

開催日 毎月第4木曜日(祝日の場合は第3木曜日に開催)

時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録(車庫証明含む)について

運輸交通部

開催日 毎月第1水曜日 時 間 午後1時30分

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内容 国際業務について

国際部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後1時30分から4時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立(法人登記以外)に限定

法人経営部

開催日 毎月第1水曜日

時間 午後2時から4時まで

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 私法業務について

私法部

開催日 毎月第2水曜日

時間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

令和5年3月1日

会員各位

 建運国
 地人

 環交際利経法

 地人

 法

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- · 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務·産廃(収運)業許可申請】
- · 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国 際 部 初心者向け業務相談会
- · 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立(法人登記以外)に限定】
- ・ 私 法 部 初心者向け業務相談会

支	部				会員番号		
氏	名						
開催	日	月	日 ()	電話番号		
相談内: (詳細を具 的にお書 ください	具体書き						

愛知県行政書士会 FAX 052-932-3647

会員訪問記 1

知多支部:加藤 大使会員

会報委員 土井 孝仁



今回は常滑市にて開業されている加藤大使会員の 事務所をご訪問致しました。

加藤会員は開業8年目で知多支部の役員を務めら れ、私自身も日頃から頼りにさせていただいており ます。

そんな人望が厚く、魅力あふれる加藤会員からお 話を伺って参りました。

- Q 事務所名(行政書士アイセイ事務所)の由来に ついて教えて下さい。
- A "愛"知県の申"請"から取って、行政書士ア イセイ事務所としました。

はじめは、少し発音しにくいと感じることも多 かったのですが、最近ようやく馴染み、今は気に 入っています。

- Q 開業時期、開業に至った経緯を教えて下さい。
- A 30代前半で開業しています。開業に至った経緯 ですが、一般企業に勤めていたころから事務方を 担っていました。勤務する中で「事務方でも直接 お客様と関わるお仕事がしたい」と思うようにな り、行政書士資格にて開業を目指しました。
- Q 主力業務について教えて下さい。
- A 基本的に、お客様から頂いたご相談には全て前 向きにお応えしています。

そのため特に業務を絞ってはおりませんが、振 り返ってみますと、一般の方から行政書士業務と して広く認知される建設業、農地及び風俗営業関 係のご相談は多いように思います。

Q 業務を通じてやりがいや達成感を感じる瞬間に ついて教えて下さい。

- A 直接、お客様から御礼の言葉を頂けることです。 お客様と直接関わりたいと思って始めたお仕事 でしたので、その瞬間は特にこの仕事をやってい て良かったと思える瞬間です。
- Q 逆に難しさを感じることはありますか?
- A お客様のご希望を正確に理解することだと思い

業界ごとに慣習が異なるため、自身の常識に執 着すると、特定の業界における実務慣習を学ぶ妨 げになり、お客様のご希望を正確に理解すること が困難となってしまうように感じます。業界の実 務経験が豊富なお客様が多いので、お客様の業界 内の慣習を十分に学び、理解した上で、関係法令 を通じて行政との架け橋になれるよう心掛けてい

- Q その他にも何か特に気をつけていることはあり ますか?
- A 許認可のお仕事での話になりますが、お客様に は許可等の取得はゴールではなく、関係法令の中 で事業を行うためのスタートだとご理解いただき、 許可取得後に安心して事業を営んで頂けるための、 法令上、実務上のアドバイス等を心掛けています。
- Q 続いては今後の展望についてお伺いできます か?
- A 特に具体的なことはありませんが、今まで同様、 お客様のご要望に真摯にお応えできれば何よりだ と思います。また、勉強不足な分野も多いため、 知識を習得し、経験を積めるよう努力していきた いと思います。
- Q 最後にご趣味や休日の過ごし方について教えて ください。
- A 趣味は、友人の勧めもあってこのところ、日本 酒を嗜んでいます。他には温泉も好きで、年に1 ~2回程度ではありますが、おいしい日本酒が呑 める温泉にいくのを楽しみにしています。

実務はもちろんのこと会務でもご活躍中の加藤会 員のお話を伺い、筆者自身も刺激をいただきました。 開業間もない私に対しても、相当のお気遣いをい ただき、ホスピタリティあふれる接客は加藤会員の 魅力そのものと感じました。

この度は、ご多忙の中お時間を頂き、誠にありが とうございました。

支部だより

① 知多 大力ボイス制度(消費 大部 税)に関する研修会

知多支部 森 義雄(副支部長)

日 時 令和 4 年11月12日(土) 午後 2 時~ 4 時30分

場 所 アイプラザ半田研修室



消費税の税制改正によりインボイス制度が導入されることになりました。

インボイス制度がわからず不安に思う支部会員が 多くいることから、知多支部会員で税理士事務所を 兼務している内藤三裕会員が講師となり制度につい ての研修会を行いました。

コロナ渦の第八波が始まりだした最中、参加人数 に不安があったものの25名もの多くの会員が参加し ました。

研修中には多くの会員が講師の先生に質問し、講師の先生は丁寧に回答してくれました。

研修後出席した会員から大変ためになる研修だったとのお言葉を頂きました。

会報委員 渡邊 降太

日 時 令和 4 年11月27日(日) 午前10時~午後 4 時

場 所 一宮市「イオンモール木曽川」



11月27日に一宮市木曽川町にある「イオンモール 木曽川」にて、イオンモール様のご厚意により、施 設内に特設ブースを設置させていただいて『一宮支 部行政書士フェア』を実施しました。

毎年実施している「イオンモール木曽川」での『行政書士フェア』は今年も年の瀬の日曜日ということもあり、モール内を多くのお客様が行き交う中、行政書士の仕事や役割についてPRをすることができました。

また、特設ブース内に設置した無料相談コーナーでは、一宮支部会員が相談に訪れたお客様に対して、 その場で相談会を開催いたしました。

毎年多くの相談者の方が立ち寄られますが、今年は計15組の相談者が来られました。やはり無料相談会への関心の高さが窺えるのと同時に、日ごろ皆さんが潜在的に抱える悩みに対して、行政書士が果たす役割の大きさも感じられ、もっと多くの方へ行政書士について広報していく必要性があると思いました。

そのためにも今後も地道に広報活動を続け、地域から信頼され、頼られる街の法律家を目指していきたいと思います。

令和4年度第1回 支部 建設環境部会研修会

会報委員 山崎 仁

日 時 令和 4 年10月26日(水) 午後 2 時~ 5 時

場 所 カリオンビル 4 階中会議室

テーマ 『産業廃棄物収集運搬業・積替え保管を活 用しよう』

講師中央支部早川忠会員

出席者 18名



今回の東三支部建設環境部会主催の研修会では、 中央支部の早川忠会員を講師としてお招きし、「産 業廃棄物収集運搬業・積替え保管を活用しよう」と 題し、ご講義いただきました。 早川会員の実際の申請事例をもとに、前半は保管 場所により申請先が県になるか政令市になるかの確 認、具体的な品目・保管方法の綿密な打ち合わせ、 建築基準法・都市計画法・農地法等の各種法令及び 自治体の条例等の確認が必要であること、自治体の 条例等により地域住民を対象とした説明会を実施し て協定を結ばなければいけないこと等の説明があり ました。

後半は申請に必要な書類の詳細、図面作成時のポイント、保管品目や保管方法の変更に伴う手続き等の説明がありました。またエピソードとして、申請地の隣地にマンションが有る場合などで、以前はそのマンションの居住者全員から同意書をもらわなければならず、居住者が数百名に及び啞然としたお話や、業務を完遂するまでに紆余曲折の末、7年半の歳月を費やした案件等の早川会員の苦労話が大変印象に残りました。

最後に、出席者からの質問に対し、丁寧にご回答 及びアドバイスもいただき、その後早川会員には懇 談会にもお付き合いいただきました。全体を通して、 非常にハードルの高い業務である一方、報酬額に見 合う大変やりがいのある業務であるという印象を受 けました。今回の研修会が参加された会員の皆様に とって有意義な機会になったことと思います。

ちょっとひと息「品種登録」~その他編~

- 韓国への出願を考えています。韓国の制度を教えてください。
- ▲ 韓国をはじめとした、主要国における植物品種保護制度については、植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムによって調査が行われており、海外出願マニュアルとして同コンソーシアムのホームページで公表されておりますのでご参照ください(https://pvp-conso.org/download/)。

なお、各国の制度は各国当局によって管理されておりますので、韓国であれば韓国種子管理所(Korea Seed & Variety Service)のホームページ等の情報を直接で確認ください。

- □ 品種登録ホームページは見られるのですが、様式がダウンロードできません。どうすればいいですか。
- ▲ 様式がダウンロードできない方は、郵送での送付も可能です。農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室登録 チームにお電話ください。なお、郵送での送付の際には、返信用封筒を準備していただくことになりますので ご了承ください。 出典:農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

"| 西北 支部

研修会

会報委員 太田 尚志

日 時 令和4年11月18日金

午後2時~4時半

場所愛知県不動産会館

テーマ 『宅建事業について』

講 師 石川 洋会員

出席者 29名



西北支部では11月の研修会に西北支部の石川洋会 員を講師にお迎えして、「宅建事業」について研修を 行いました。

来年度も西北支部の事業として、去年に引き続き 宅建協会さんと連携させていただき、今回の研修会 を開催する運びになりました。

今年も支部会員から申込者を募集し、参画するための新入会員研修会及び考査を行いました。

同時に既存会員には継続希望者向けの必須研修会も兼ねて行われました。

初めに櫻井謙至支部長からの挨拶にて、去年の実 績や今後の展望などを説明していただきました。

今回は宅建業の新規申請に加え、更新の申請に関 しても研修をしていただきました。

研修では県への手続と宅建協会の入会手続の申請 の進め方や、全体の流れ・実務の注意点・必要書類・ 申請書作成のキモなど、宅建業に大変深い知識を持 つ石川会員が解りやすく丁寧に説明していただき、 ときには冗談を交えながら和やかに研修が進みまし た。

研修の最後に新規加入者向けの考査を行い終了しました。

今年も多くの方に参加していただき、内容も厚く 大変充実した研修会となりました。

D 岡崎 支部

「令和3年民法等一部改正法及び相続土地国庫帰属法について」研修会

会報委員 伊東 毅

日 時 令和4年11月21日(月)

午後2時~4時

場 所 竜美丘会館 501会議室

講 師 中根 克弘弁護士

参加者 15名



今回の支部研修会は、弁護士の中根克弘先生をお 招きして、標題のテーマにつき法務省民事局のレジ ュメと自作の資料を使って講義していただきました。

前半は、①所有者不明土地の発生予防として改正された相続登記・住所変更登記の申請義務化等の諸制度②開発事業の用地選定段階で有益な情報となり得る、所有権の登記名義人の死亡情報についての符号を表示する制度③土地を手放したいと考える人のために創設された所有者不明土地管理制度等、沢山の項目を的確にわかりやすく説明されました。

後半は、土地利用の円滑化を図るための相隣関係 や共有制度の改正点の解説でした。特に民法第252 条(共有物の管理)では、最高裁昭和41年5月19日 判決に触れられ、建物の過半数持分権者が、単独で 建物を占有している少数持分権者に対して、当然に 明渡請求できるものではないと判断されていた問題 点を解決するために、今回の改正がなされたといっ た改正の趣旨にまで言及されたことは、とても印象 に残りました。

行政書士業務において、書類を作成する時やお客様に説明する時には、制度の趣旨をしっかりと理解しておくことが大切であることを改めて気付かされた有意義な研修会となりました。

U 岡崎 支部

臨時総会

会報委員 伊東 毅

日 時 令和 4 年11月26日(土) 午前10時~11時

場 所 岡崎市竜美丘会館 501会議室

出席者 21名



次期支部長を選挙により選出するための岡崎支部 の臨時総会が開催されました。

議長に指名された金岩正雄副支部長が議事を進行し、大島俊明選挙管理委員長より今回の選挙の経過について報告がなされました。

その後米村篤史候補者から、本会と支部の現状についてと、支部が今後取り組むべき点が述べられ、 ①今後も支部の思いを理事会へしっかり伝えて行くこと②市民向け無料相談会等を通じた市民への社会 貢献活動の推進③市及び関係機関との協力関係の 益々の発展等の課題に取り組むとともに、次の任期 は今まで行ってきた事をバージョンアップしていく 2年間にしたいと抱負が述べられました。

立候補者が1名であるため信任投票が行われました。投票の結果、満場一致で米村候補者が次期支部長に再選されました。

選挙管理委員長より当選証書が授与されると、米村篤史次期支部長より支部役員組織の設計や来年度の事業計画を検討し、票を投じていただいた会員の皆様のご希望、ご期待に沿えるよう頑張っていきたいとの挨拶がありました。

議長はすべての審議が終了したことを宣言し議事 を閉じ、臨時総会は終了しました。

U 碧海 支部

令和4年度 支部研修会実施

会報委員 佐野 佳見

日 時 令和4年11月29日火

研修会 午後3時~4時45分

懇親会 午後6時~8時

場 所 産業振興センター504号室

テーマ 『相続手続きのワンポイント』

講 師 西北支部 西堀 俊德会員



令和4年度2回目の碧海支部研修会として、愛知 県行政書士会西北支部の西堀俊徳員をお迎えして、 「相続手続きのワンポイント」という内容で研修会 を実施いたしました。前回の研修はオンラインとリ アルのハイブリットの形での実施でしたが、今回は 対面での開催となり、対面での研修会の実施は7カ 月ぶりの研修会開催となりました。26名の会員が参 加しました。

西堀会員より、相続において、必要となる戸籍等の収集で使用する職務請求書についてのお話や、相続関係図の書き方など、実務に直結するお話を伺うことができました。無料相談会でも、相続や遺言の相談を受けることが多くなってきており、今回の研修は本当にためになるものでした。

研修会終了後は、講師の西堀会員も含めて、近くのお店で懇親会を開催いたしました。こちらも定期総会後の懇親会以来の半年ぶりということで20名を超える会員が参加し、活発に交流を深めていました。

まだまだコロナウィルス感染症の感染者数の増減 等、気になることも多々ありますが、会員同士が交 流を深め、業務を行っていけるような環境が少しづ つ作られてきているなと実感しました。

① 東三 支部 営・運輸交通部会研修会

会報委員 山崎 仁

日 時 令和 4 年12月 2 日金 午後 2 時~ 4 時

場 所 カリオンビル 4階 中会議室

テーマ 『一般貨物自動車運送事業許可について』

講 師 東三支部 松本 浩一会員

出席者 14名



今回の東三支部法人経営・運輸交通部会第1回研修会では、東三支部の松本浩一会員を講師としてお招きし「一般貨物自動車運送事業許可」について学ぶ研修会を実施しました。

最初に、資金が最低でも1,200万円以上必要、車両は5台以上必要、運転者(パート、アルバイト、派遣社員でも可)は5名以上必要、運行管理者及び整備管理者が必要、車庫(駐車場)・営業所・休憩施設が必要、欠格要件に該当しないこと等の許可要件の説明が有り、その後松本会員が実際に行った申請事例の図面や申請書類をテキストとして講義を進めていただきました。

申請後の運輸局での審査が約5か月かかること、 法人の場合は常勤役員のうち最低1名、個人の場合 は事業主本人が法令試験に合格しなければならない こと、また営業所や休憩施設を設置する上で原則 NGとなる都市計画法上の市街化調整区域内でも、 自治体によってはトレーラーハウスなら設置可能で あること等、自動車関連業務に精通された松本会員 ならではの詳細な説明も有り、今まで一般貨物自動 車運送事業許可を取り扱ったことの無い会員でも非 常にわかりやすく大変有意義な講習会となりました。

今回の研修を会員皆様の日々の業務にお役立てい ただければ幸いです。

U 名古屋 支部

令和4年度 支部研修旅行

会報委員 川津 拓也

日 時 令和4年12月3日生)

場所。藍峰山高台寺、花咲萬治郎

参加者 21名



支部旅行として、日帰りバス旅行を3年ぶりに開催致しました。12月に入り気温も肌寒く感じ始めた中ではありましたが、21名の参加があり、目的地は京都でした。

出発前に体温測定と簡易の抗原検査を行い、参加 者全員の陰性を確認した後に出発をしました。

時期としては、紅葉シーズンが続いているので京都までの道中も混雑や渋滞が予想されましたが、目立った渋滞や混雑もなく順調に京都へ到着しました。到着後、最初に訪れた先は「鷲峰山高台寺」です。高台寺では、傘亭・時雨亭といった茶室や庭園などを見学しました。紅葉も綺麗に色づいており、季節を感じる事も出来ました。

その後は「花咲萬治郎」へ場所を移し、昼食となりました。とても趣があるお店であり、上品な京料理をいただきました。

食事とともに舞妓さん、芸姑さんによる京舞を鑑賞し、伝統文化に触れる事も出来ました。

最後に「京つけもの大安」へ移動し、お土産の買い物でした。歴史のある有名なお店であり、漬物の種類も豊富でした。

旅程の都合上、自由散策などの時間はありませんでしたが京都ならではの伝統文化を体験する事もでき、参加した会員は大変満足していたようでありました。

U 昭和 支部

令和4年度 忘 年 会

会報委員 中津留 太郎

日 時 令和4年12月3日生

場 所 French & Japanese Sky Restaurant「ガス 燈」

参加者 44名



昭和支部では忘年会を3年ぶりに開催しました。 コロナ対策のため来賓は招待せず、支部会員のみ44 名が参加しました。会場は今池ガスビル8階にあり 夜景が拡がる解放感のあるレストランで、和洋折衷 のコース料理をいただきました。

会は武譲二副支部長による司会進行と開会の辞で始まり、志水正芳支部長の挨拶と続き、前支部長で現愛知県行政書士政治連盟副会長である千田久人会員の乾杯の発声により、会食・歓談へと移りました。

座席は会員間の交流が進むようにくじ引き制です。 どのテーブルも、普段あまり話す機会のなかった人 ともすぐに打ち解け、共通の話題を見つけるのに時 間はかからなかった様子でした。洗練された料理に 会話も弾んでいました。

例年、会の途中で行われる新入・転入会員の紹介は、今年は3年間分15名と大人数だったため、各自の自己紹介ではなく、揃って前に並び司会者が一人ずつ名前を呼んで紹介する形をとりました。その後の歓談タイムは更に賑やかさが増したようで、3年ぶりの忘年会ということもあってか、皆さん思い思いに席を移動して入しぶりの再会を楽しんでいました。

しばらくして伊福副支部長の中締めの挨拶があり、 集合写真の撮影を経て、あっという間の2時間半の 宴もお開きとなりました。まだまだ制限がある中で の開催でしたが、同じ場所に集まって時間を共有で きることの貴重さを改めて感じた忘年会でした。

新城支部

支部研修会 新城市 長の政策を受けて

新城支部 鈴木 達也

日 時 令和 4 年12月 6 日火 午後 2 時30分~ 4 時10分

場 所 新城文化会館



下江洋行市長をお招きして「市政1年を振り返って」と題して、新城市の将来政策や市長マニュフェストの進捗状況、また行政書士の関わり方についての研修会を開催しました。下江市長が就任されて、 実質、じっくりお話を聞くのは初めての機会で会員14人が参加しました。話題の中心は、人口減少や過疎化、高齢者・認知症の問題、産業の空洞化や農業の衰退などに集中し、随所に行政書士の果たすべき役割が垣間見られました。

市民とのふれあいトークや市民病院の医師の確保など順調に進んでいる話に加えて、認知症見守りネットワーク事業や移住定住アドバイザー制度など、行政書士と関わりの深い事業も精力的に進めておられるようでした。高齢者のうち認知症になる確率が10%という統計は、高齢化が進んでいる新城支部としてはショッキングなデータでもありました。会員からは、移住者が農地を取得しやすくする制度の要望や開発・建築の規制の緩和についての要望、補助制度のさらなる充実と啓発などの積極的な発言が出て、充実した研修会となりました。移住定住支援事業者制度には、行政書士が一人でも多く登録して地元に協力・貢献したいと思います。

₩ 尾張 支部

令和4年度 忘 年 会

会報委員 鈴木 里佳

日 時 令和4年12月3日生

正午~午後2時

場 所 ホテルプラザ勝川

参加者 出席27名



令和4年12月3日土曜日、3年ぶりに尾張支部の 忘年会が開催されました。開催場所は勝川駅からす ぐの立地、ホテルプラザ勝川です。今回はこれまで の忘年会のように夜の開催ではなく、お昼の時間帯 での開催としました。新型コロナウィルス感染症の 流行により、支部の行事が開催しづらかったことも あり、まだまだ感染状況が落ち着かない中での開催 ではありましたが、27名の会員の方に参加していただくことができました。

感染対策のため、着席方式での食事を提供、男性・ 女性、ベテラン、若手入り混じって各テーブルに着 きました。新型コロナウィルス感染症が流行してか らは、ほとんど交流の機会を持つことができなかっ たため、久しぶりにお会いする方、初めてお会いす る方がほとんどで、乾杯の発声が待ちきれなかった かのように各テーブルでお酒がすすみ、話がはずん でいました。今回ははずれくじなしでビンゴ大会に よる景品を用意し、ビンゴになった方からお好きな ものを選んでもらいました。中身が見えないように し、何が入っているか開けてみるまでわからない状 態だったため、各テーブルで何が当たったのか、ど れを選んだのかなど景品の話でも盛り上がり楽しむ 様子が見られました。楽しい時間は早く過ぎる、の 言葉通りあっという間に時間が過ぎ、予定の2時間 が経つころには皆さますっかりお酒もまわってにぎ やかな様子でした。数年間交流する機会が限られて いたこともあり、新入会員の方にもご参加いただき、 業務の相談からたわいない世間話まで親睦を深める ことで、今後の交流にも一役買うのではないかと感 じました。締めの挨拶で盛会のうちにお開きとなり ましたが、今後もこういった交流の機会を持ち、ウ ィズコロナでの支部活動をしっかりと行っていきた いと感じました。

ちょっとひと息 「品種登録」~その他編~

- ▲ 従属品種とは、親となる登録品種に主として由来し、そのわずかな特性のみを変化させて育成された品種です。 例えば、ある登録品種の耐病性のみを高めた品種がこれに該当することが考えられます。

従属品種は、ある登録品種に主として由来する品種であることが必要であるため、両親から由来する通常の交雑からは生じず、従属品種が育成される方法は、1.変異体の選抜、2.戻し交雑、3.遺伝子組換え、4.細胞融合(非対称融合に限る。)、5.ゲノム編集に限られています(種苗法施行規則第15条)。

従属品種は、もとの登録品種と特性によって区別できるものですので、未譲渡性等の要件を満たせば、従属品種の育成者はもとの登録品種とは別に品種登録を受けて権利を取得することが可能です。ただし、従属品種が品種登録されるか否かにかかわらず、従属品種の利用には登録品種の育成者権が及びます。

したがって、もとの登録品種が登録されている間は、従属品種の種苗の生産、譲渡等の利用に当たっては、 もとの登録品種の育成者権者の許諾を受ける必要がありますので、ご注意ください。

出典:農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

U 岡崎 支部

「行政書士が後見人になる強み~専門職後見人としての業務~」研修会

会報委員 伊東 毅

日 時 令和 4 年12月14日(水) 午後 2 時~ 3 時30分

場 所 竜美丘会館 501会議室

講 師 平松 里香会員(愛知県行政書士会 常務 理事)

参加者 21名 (内ライブ配信受講者10名)



今回の支部研修会は、本会の常務理事であり一般 社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県 支部の支部長でもある平松里香会員を講師としてお 招きしました。

法定後見や任意後見等の成年後見制度の概要説明に加えて、ご自身の体験談をふまえ、被保佐人が契約した携帯電話の契約を取り消したケースや、2名が後見人に就任して共同で業務にあたっているケースなど、実務の内容が具体的にイメージできる貴重なお話をしていただきました。

行政書士が後見人になる強みとしては、①地域偏在が少ない②相続手続きの専門家である③意思決定支援重視の身上監護、財産管理を本人に寄り添い後見業務ができる④外国籍の方に必要な行政手続にも精通している⑤後見業務について指導、監督する機関としてコスモス成年後見サポートセンターがある等を解説していただきました。

行政書士には、後見人となるべく沢山の強みを持っていることを改めて認識することができた、非常に有益な研修会となりました。

東名支部

法人経営部研修会

会報委員 服部 弘美

日 時 令和 4 年12月17日 午後 2 時~ 4 時30分

場 所 尾張旭市中央公民館 102会議室

講 師 勝 友香梨会員

テーマ 予約がとれない行政書士が教える 『障害福祉サービス業務のポイント』 (実践編)

出席者 10名



今回の法人経営部主催の研修会は、当支部の勝友 香梨会員に、「障害福祉サービス業務のポイント(実 践編)」というテーマで講義をしていただきました。 昨年2月の第1弾(基礎編)に続き、今回は第2弾 (実践編)として、相談から業務完了までの具体的 な手順、入力ミスをなくす指定申請書作成のテクニ ック習得などをポイントにご説明いただきました。

講義では「児童発達支援・放課後等デイサービス」の指定申請を題材に進められ、初回相談~業務完了までの具体的な内容をご説明いただきながら、注意する点について具体的な事例をいくつかあげてお話しいただきました。同じ指定申請でも行政によって提出時期や提出書類、記載の仕方など細かい部分に違いがあることが分かり、これまでに150件以上の福祉事業所を立ち上げされてきた勝会員ならではのお話でした。

後半の質疑応答でも積極的な交流の場となり、ここには書きされない程のノウハウや情報を前回同様 惜しみなく提供して下さいました。

たくさんの気付きを得ることができ、会員の皆様 にとって大変貴重な研修会になったことと思います。

U 昭和 支部

令和4年度第3回 支部研修会

昭和支部 岩木 良太

日 時 令和 4 年12月19日(月)

午後3時~5時

場 所 天白スポーツセンター、Zoom開催

出席者 23名(うちZoom参加者15名)

テーマ 『相続税を考慮した遺産分割のポイントと 生前にできる相続対策』

講師 税理士法人アリーズ 大橋 一世様 (税理 十)



今回は、相続分野を強化するため、資産税に強い 大橋一世税理士をお招きし、上記テーマによる研修 会を実施しました。まず相続税の基礎から始まりま したので、相続の基礎及び税の仕組みについて理解 することができ、その上で相続税を考慮した遺産分 割のポイント解説に入っていきました。相続財産の 分け方によって相続税額は大きく変わることがあり ますので、遺産分割協議書や遺言書の作成時には相 続税のことも意識する必要があると再認識すること ができました。もちろん相続税の分野は税理士業務 ですので、必要に応じて連携していく必要がありま す。そのあと相続対策として、①財産移転対策②評 価引き下げ対策③納税財源確保対策の解説がありま した。財産移転対策の一つである生前贈与について、 贈与の仕組みから贈与実行時の注意点まで具体的に 解説をしていただきました。

今回の研修は主に相続税に関するものでしたが、 この分野を理解することは遺産分割協議書や遺言書 の作成支援業務において良質な法務サービスの提供 に繋がっていくものと思います。今回の相続分野を 強化するという目的は十分に達成することができ、 大変有意義なものとなりました。

U 名古屋 支部

12月・1月 常設無料相談会

会報委員 川津 拓也

日 時 令和 4 年12月20日火 午後 1 時~ 4 時 令和 5 年 1 月17日火 午後 1 時~ 4 時

場 所 中村生涯学習センター

相談員 合計8名

なくなりました。



名古屋支部では毎月第三火曜日に中村生涯学習センターにて常設無料相談会を開催しており、令和4年12月と令和5年1月も予定通りに開催致しました。12月は年末に近く、1月は年明けからそれほど日が経っていない為か相談件数は両月とも平月より少

相談内容の内訳としては相続及び相続対策、法人の存続についてなどでした。

相談者自身の死後における相続において、財産を 自治体へ寄付したいという内容の相談もありました。 このような死後の寄付を望まれる相談も多くはあり ませんが、無料相談会だけでも半年に一度くらいは 寄せられますので、潜在的なニーズがある話題なの かもしれません。

その他には法人の休眠又は閉鎖をお考えの相談もあり、こちらに関しては登記や税の関係もある為、司法書士と税理士へご相談されるように伝えるとともに休眠又は閉鎖までの大まかな流れをご説明致しました。

この半年程は、法人に関する相談が以前より多く 寄せられる傾向があり、これまでとは違った層へも この無料相談会が周知されてきたのかと思います。



会報委員 伊東 毅

日 時 令和 4 年12月22日休 午後 2 時~ 3 時30分

場 所 竜美丘会館 501会議室

講 師 日本政策金融公庫 岡崎支店

国民生活事業融資第一課長 廣瀬 佑一様

テーマ 『日本公庫の概要及び主な融資制度等』

参加者 9名



今回の支部研修会は、日本政策金融公庫岡崎支店 から廣瀬佑一様をお招きして標題のテーマにつき講 義していただきました。

日本公庫の概要として、政府系の金融機関であること、小口の無担保融資が主体であること、コロナ禍の影響で融資先数と融資残高が急激に上がっていること、融資をするだけでなくコロナ禍を乗り切るために効果的な事例を小冊子にまとめて提供していることなどの紹介がありました。

融資の制度としては、新型コロナウイルス感染症 特別貸付を初めとして、創業者向け、事業承継や企 業再生に取り組む事業者向けなど様々な商品がある ことを知ることができました。

また、より迅速により良い条件の融資を受けるためには「情報の非対称性の解消」が大切だと仰っていました。貸す側と借りる側の持っている情報に大きな差があると融資の条件は厳しくなるようです。

業務を行う上で外国人、建設業等のお客様が融資を受けられる時、お客様がご自身の情報を金融機関に上手く伝えられていない場合には、行政書士がサポートすることも一つの役割であると感じました。

これまでに実施したことのないテーマでしたが、 有意義な研修会となりました。

会報委員 梅村 晃士

日 時 令和5年1月6日金 午後6時30分開宴

場 所 名古屋東急ホテル3階バロック

出席者 76名



中央支部では名古屋東急ホテルを会場として3年 ぶりに新年会が開催されました。

佐藤甫会員の司会進行のもと八十川英剛支部長から挨拶があり、愛知県行政書士会副会長の吉川明宏会員より来賓挨拶を賜り、竹田勲会員の乾杯の発声のもと会食がスタートしました。会員同士の距離に余裕を持たせたり行動制限をお願いしたりなど、新型コロナウイルスに対して十分に対策をとった上での会食スタイルではありましたが、そんな中でも会員同士笑顔で交流されている姿がたくさん見受けられました。

宴の中頃には、前回の新年会以降にご入会で参加 された新入会員の方々の紹介があり、会場内は歓迎 の拍手と温かい雰囲気に包まれました。

そして食事とデザートも済んだ頃、仙石秀久会員 に中締めのお言葉をいただき、残りのお時間を名刺 交換タイムとし、それぞれ思い思いにマスク越しの 交流をはかっていただきました。

限られた時間ではありましたが、今回は秋の懇親会に参加された会員も多く、さらに親睦も深められとても有意義な集まりとなったように思いました。今回をきっかけにご参加いただいた会員の皆さまにとって少しでもご縁を深められた新年会であれば幸いです。

O 名南 支部

新年賀詞交歓会

会報委員 長峰 均

日 時 令和 5 年 1 月13日金 午後 6 時30分~

場 所 日本特殊陶業市民会館「サンモリッツ」

参加者 支部会員他26名、来賓11名



久々に支部の賀詞交歓会が標記日時・場所で開催されました。鎮まる気配の無いコロナ禍での交歓会でしたが、多くの来賓(役員・議員)の参加を得て、日頃あまり無いと思われる各議員会派の交流や会員と議員との交流が活発に行われました。このような交流の場は、わたしたち行政書士会に於いては必要不可欠です。コロナ禍やウクライナ戦争で息詰まる年明けとなりましたが、交歓会を通して今年1年、

「困難もピヨンと乗り越えて」と、次へのステップ のための活力を養う事ができました。有り難うござ いました。

ちなみに、来賓者は本会から西堀俊徳副会長、政 治連盟からは竹田勲会長、国会議員からは工藤彰三 衆議院議員、池田よしたか衆議院議員の2名、名古 屋市会議員からは岩本たかひろ議員、中里高之議員、 藤沢ちあき議員、服部しんのすけ議員、橋本ひろき 議員、鈴木和夫議員、増田成美議員の7名のご参加 を賜りました。忙しい中、各議員の皆様ご苦労様で した。感謝いたします。

西尾 支部

新春研修会及び 新年会

会報委員 太田 知明

日 時 令和 5 年 1 月20日金 午後 4 時~ 5 時

場 所 西尾商工会議所 2 階小ホール

講 師 竹尾 将仁会員

出席者 20名



新春恒例の支部研修会を3年振りに開催することができました。今年の研修会テーマは「インボイス制度について」でした。税理士でもあられる西尾支部竹尾会員に昨年講義いただく計画が、コロナ禍で延期となっていたところ、ベストなタイミングでの復活の研修内容となりました。

適格請求書発行事業者として取引する場合の事例 について、講師自身に例え、判りやすい言葉でお話 しいただけました。

また、令和5年10月1日から始まるインボイス制度については、国会決議後の変更が予定されているため、国税庁のホームページにて最新の情報を得ることが大切だと教えていただきました。全てを理解することは難しい制度ですが、本制度に関する取り掛かりが掴めたと、出席会員より好評でした。出席者全員への資料作成準備と聞き取りやすい話し方をいただき、竹尾会員ありがとうございました。

研修会終了後は別会場に16名が移動し、支部新年会を開催しました。この人数で会食するのも3年振りであり、この喜びを平井会員よりお言葉いただき、皆で乾杯しました。和やかな雰囲気の中で、会員相互に、情報交換や親交を深める会話が盛り上がりました。顔を合わせる交流の大切さとその良さを改めて感じました。最後に締めの挨拶を深谷会員からいただき、散会となりました。これからも支部会員交流が平常にできるよう、コロナが落ち着くことを希望します。

七 名古屋 支部

令和5年 新年賀詞交歓会

会報委員 川津 拓也

日 時 令和5年1月21日仕 午後6時30分~8時30分 場 所 マリエカリヨン名古屋



名古屋支部は1月21日にマリエカリヨン名古屋に て令和5年新年賀詞交歓会を開催致しました。

昨年はZoomを用いてオンラインで開催しており、オフラインにおいて会場を使用しての開催は3年ぶりとなります。

当日は会場へ入室する前に全員が抗原検査を行い、 感染症の陰性を確認しました。

来賓として名古屋市の川村たかし市長をはじめ国 会議員、県議会議員、市会議員の方々にもお越し頂 きました。

会場に集まる形での新年賀詞交歓会は3年ぶりという事もあり、その間に登録をされた会員や他支部から移って来られた会員に自己紹介を兼ねた挨拶をしていただきました。

この3年程は対面での行事などがめっきり少なくなっておりましたので、新会員の方々と直接顔を合わせるのは初めてとなる会員も多数お見えになられたと思います。お互いに良い交流の機会になったのではないかと思います。

また、これまでの会員においても久しぶりに顔を 合わせる方々もいらっしゃったと思います。参加者 の皆にとって貴重な交流の場になったかと思います。

令和5年 京部 新年賀詞交歓会

一宮支部 立松 智美

日 時 令和 5 年 1 月21日(土) 午後 6 時~ 8 時

場 所 木曽路 一宮店

参加者 22名



令和5年一宮支部の新年賀詞交歓会が木曽路一宮 店で開催されました。令和3年と4年はコロナ禍の ため開催が見送られたので、3年ぶりの賀詞交歓会 となりました。昨年夏に予定されていた暑気払い懇 親会も中止となっていたため、支部開催の懇親会は 久しぶりで、皆心躍らせていました。

開始前、送迎バスが時間を過ぎても集合場所に到着しないというちょっとしたアクシデントもありましたが、無事に皆、会場に到着することができ、内藤支部長のご挨拶と乾杯の後、会食がスタートしました。コロナ対策のため、大勢で一つの鍋を囲むことはできませんでしたが、一人一人に小さな鍋が用意され、参加者は上質な牛肉のしゃぶしゃぶに舌鼓を打ちました。

今回は、ベテラン会員から先月登録したばかりの 新入会員まで、幅広い層からの参加がありました。 コロナ禍で支部のイベントの縮小、中止も多く、新 入会員にとっては、なかなか先輩会員と話をする機 会がなかったと思います。この日は皆、積極的に各 テーブルを回り、自己紹介、名刺交換を行い交流を 深めていました。最後は今井副支部長のご挨拶の後、 記念撮影を行い終了となりました。

今回無事に賀詞交歓会を開催することができたの は、ひとえに親睦担当の玉田副支部長と森田幹事の おかげと感謝いたします。ありがとうございました。

東名支部

日帰り研修旅行

会報委員 服部 弘美

日 時 令和5年1月22日(日)

場所伊勢志摩「志摩観光ホテル」

参加者 25名



今回、東名支部では「新年研修会特別企画」として新年会・研修会・支部旅行を合わせた新たな企画が催行されました。企画内容は、行き帰りのバスで研修会開催、新年会を兼ねたランチは2016年G7伊勢志摩サミット会場に選ばれた志摩観光ホテルにて「サミット記念メニューランチ」をいただき、その後は伊勢神宮おかげ横丁で観光を楽しむというものです。

当日は天候にも恵まれ、晴天の下、伊勢志摩への 日帰り支部旅行へと出発しました。行きのバスでは 国際業務でご活躍中の中央支部の林卓也会員をお招きして、「仮放免許可申請」について熱く語っていただきました。とても中身の濃い研修会で、質疑応答も盛んに行われ、2時間の行程もあっという間に過ぎました。

バスは志摩観光ホテルに到着し、記念撮影、子安 支部長のご挨拶の後、新年昼食会が始まりました。 「サミット記念メニューランチ」の美味しさは言う までもなく、ホテルの至る場所にサミットの雰囲気 を醸し出す演出がちりばめられており、とても優雅 で素敵なひと時となりました。会員の皆さんも食事 に雰囲気に、存分に堪能されている様子でした。

昼食後は伊勢神宮おかげ横丁に向かい、道中では 本会から来賓としてお越し頂いた吉川副会長よりご 挨拶をいただきました。

伊勢神宮おかげ横丁では1時間半ほどの自由時間 があり、皆さん思い思いに参拝や買い物を楽しんで いらっしゃいました。

帰りのバスでは支部の各業務部より最新情報や業務の入門情報等に関するミニ講座が行われ、とても和やかで楽しい雰囲気の中、すべての行程は終了し帰路へつきました。

学びとともに美味しいランチを味わうことができ、また旅行を通して普段あまりお会いできない会員同士の交流も行われ、とても充実した実りの多い一日になりました。今回の企画を開催するにあたり、ご尽力くださった子安支部長をはじめ、企画部の皆さまには心より感謝申し上げます。

ちょっとひと息 「品種登録」~登録後編~

- 種苗を販売する際の表示の義務化とはどういうことですか。
- ▲ 登録品種の種苗を販売する際には当該登録品種の名称を使用しなければなりませんが、令和3年4月1日以降は、それまで努力義務であった「登録品種である旨」の表示が法的義務となりました。

また、新たに設けられた輸出又は生産地域に関する条件が付された登録品種の種苗を販売する場合には、その条件を表示することも法的義務となりました。これらの表示義務は、種苗を譲渡する時に種苗又はその包装に表示をするだけでなく、種苗の販売用のカタログ、店頭販売する際には展示する種苗又はその包装、インターネットで販売する際にはそのウェブサイト上でも、これらの表示をする必要があります。

具体的な記載内容などは、登録品種の表示の義務化に関するパンフレットが種苗法改正のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。または、農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗企画班にお問い合わせください。
出典:農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

事務局だより

■令和 4 年12月

1日休	自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証交付に係る事務の委託制度研修会開催 県指導検査報告会開催
2 日金)	西堀副会長 職務上請求書確認
5 日(月)	前田会長、小栁津・西堀・岩井副会長、岡田・川津・森越常務理事 中地協担当者会議出席 新規登録受付
6 日火)	西川相談役 日行連国際部門会議出席 平松常務理事、子安理事 日行連第3回模擬ODR (ADR) 出席 ADR手続説明会開催 封印管理委員会開催 岩崎常務理事、佐藤理事 運輸交通部カレンダー配付
7 日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席 総務部打合せ開催 法人経営部業務相談会開催
8日休	前田会長 日行連常任理事会出席 平松常務理事 親族調査書類確認 小栁津副会長、川津常務理事、蓬田理事 名古屋入管訪問
9 日金	入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会開催 小栁津副会長、伊藤常務理事 名古屋自由業団体懇親会出席 ホームページに関する打合せ開催 国際部打合せ開催
12日(月)	岡田常務理事 日行連中央研修所全国担当者会議出席 佐藤理事 封印払出確認 岩井副会長 津島市都市計画課訪問
13日火)	前田会長 日行連広報部会出席 本会常設無料相談会開催 総務省 名古屋総合行政相談所 くらしの行政・法律相談開催 会報1月号校正会議開催 ADR事前手続説明会開催 綱紀委員会開催 西堀副会長、平松常務理事 私法部カレンダー配付 西堀副会長、平松常務理事 名城大学訪問
14日(水)	前田会長 日行連広報部会出席 岩井副会長 日行連知的財産部門会議出席 黒澤常務理事 職務上請求書確認 法務部会開催 国際部業務相談会開催 須崎副会長、岩崎常務理事、佐藤理事 自販連との懇話会出席 吉川副会長 親族調査書類確認
15日休	広報部会開催 小栁津副会長、伊藤常務理事 広報部カレンダー配付 私法部業務相談会開催
16日金	正副会長会開催 部長会開催 法人経営部業務相談会開催

■令和 4 年12月

19日(月)	土地利用部業務研修会開催 矢澤常務理事 職務上請求書確認
20日(火)	西川相談役、川津常務理事 日行連国際部門と中部地協担当者との意見交換会出席 登録証交付式 ADR手続説明会開催
21日(水)	小栁津副会長 職務上請求書確認 私法部会開催 建設環境部会開催 第4回正副サブ責任者会議開催 建設業許可申請等受付補助業務要員全体会議開催 経営事項審査補助業務要員必須連絡会開催 黒澤常務理事 愛知県暴力追放運動推進センター訪問 監察委員会開催 矢澤常務理事 知多・半田・東海・大府 各市都市計画課訪問
22日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 不当要求防止責任者講習開催 伊藤常務理事 親族調査書類確認 岩井副会長、矢澤常務理事 一宮建設事務所訪問 八十川理事 封印払出書確認 岩崎常務理事 軽自動車検査協会訪問 矢澤常務理事 瀬戸市都市計画課訪問
23日金	申請取次行政書士管理委員会開催 ADR事前説明会・調停担当者会議開催 黒澤常務理事 暴排カレンダー配付 新年賀詞会場下見・打合せ開催 小栁津副会長、伊藤常務理事 広報部カレンダー配付
26日(月)	西堀副会長、平松常務理事 私法部カレンダー配付
27日火)	黒澤常務理事 愛知県警保安課訪問 黒澤常務理事 愛知県暴力追放運動推進センター訪問 ホームページ関する打合せ開催 平松常務理事、伊福理事 ADR申込対応
28日(水)	事務局仕事納め 総務打合せ開催
30日金	新年賀詞会場下見・打合せ開催

■令和5年1月

5 日(木)	事務局仕事始め 正副会長 県庁新年挨拶廻り 正副会長会開催
6 日金	新規登録受付 法務部会開催 雨水浸透阻害行為許可審查業務要員説明会開催 川津常務理事 第17回名古屋中国春節祭開会式·祝賀会出席
10日火)	新規登録受付 部長会開催 職務上請求書等管理委員会開催 総務省 名古屋総合行政相談所 くらしの行政・法律相談開催
11日(水)	私法部会開催 吉川・西堀副会長、岡田・渡邊常務理事 日進市税務課との打合せ対応 岩井・須崎副会長、川津常務理事 職務上請求書確認

■令和5年1月

12日(木)	国際部会開催 川津常務理事 職務上請求書確認 柴田常務理事 親族調査書類確認 法人経営部会開催
13日金	新年賀詞司交歓会打合せ開催 岩井副会長、矢澤常務理事 一宮建設事務所受託事業説明会出席 ホームページに関する打合せ開催 矢澤常務理事 職務上請求書確認
16日(月)	支部長会開催 新年賀詞交歓会打合せ会開催 令和 5 年新年賀詞交歓会開催
17日(火)	ADR手続説明会開催 ADR運営委員会事前打合せ開催 本会常設無料相談会開催
18日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席 運輸交通部会開催 封印管理委員会開催 西堀副会長、平松常務理事 名城大学訪問
19日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 前田会長 日行連理事会出席 ADR紛争解決小委員会開催 登録証交付式
20日金	正副会長、岡田・平松常務理事 日行連新年賀詞交歓会出席
22日(日)	前田会長、小栁津副会長、伊藤常務理事、水野・中村・鈴木理事 自由業団体第41回「生活お困り ごと無料相談会」出席
23日(月)	正副会長会開催 幹事会開催 臨時理事会開催 申請取次管理委員会打合せ開催
24日(火)	杉浦理事 日行連高齢者支援に関する全国担当者会議出席 川津常務理事・蓬田理事 日行連申取委員長と職員来館対応 森越常務理事 職務上請求書確認 申請取次行政書士管理員会開催
25日(水)	蓬田理事 日行連申請取次行政書士管理委員会中部地方協議会責任者会議出席 岡田常務理事 日行連全国法規監察担当者会議出席 建設業関係業務履修講座開催 西堀・小栁津副会長 職務上請求書確認 平松常務理事 岡山会ADR研修出席 西堀・岩井副会長 職務上請求書指導出席 小栁津副会長・川津常務理事 国際センター来館対応
26日(木)	部長会開催 理事会開催 岩崎常務理事 職務上請求書確認 建設環境部業務相談会開催
27日金	会報 3 月号編集会議開催 土地利用部業務研修会開催
30日(月)	弁護士会との意見交換会開催 ホームページに関する打合せ開催 広報部会開催
31日(火)	建設環境部会開催



|||会|員|の|動|向

令和5年1月25日現在

3.253人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第22192629号 会員番号 第6727号 入会年月日 令和4年12月1日 水野 稔

事 務 所 水野稔行政書士事務所

電話番号 052-895-1617 所属支部 名南



登録番号 第22192630号 会員番号 第6728号 入会年月日 令和4年12月1日 氏 名 一柳 彰孝

名古屋市緑区池上台二丁目247番地の2

事 務 所 オープン行政書士ヘルププレイス 一宮市栄1丁目3番7号 ナビハイツー宮栄503号

電話番号 0586-71-2400 所属支部 一宮



登録番号 第22192631号 会員番号 第6729号 入会年月日 令和4年12月1日 名 杉江 晃一

事務所 エイタックス行政書士法人 知多オフィス 知多郡武豊町字若宮153番地

電話番号 0569-74-3250 所属支部 知多



登録番号 第22192632号 会員番号 第6730号 入会年月日 令和4年12月1日 氏 名 上柳 雄介

事 務 所 上柳雄介行政書士事務所 名古屋市東区泉一丁目15番15号 電話番号 090-3568-6441 所属支部 中央



登録番号 第22192633号 会員番号 第6731号 令和 4 年12月 1 日 入会年月日 三輪 直也

事 務 所 行政書士事務所スリー・リングス 名古屋市西区中小田井五丁目404番地1 愛法ビル102 電話番号 052-982-6991 所属支部 西北



登録番号 第22192634号 会員番号 第6732号 入会年月日 令和4年12月1日 名 本田 海斗

事 務 所 行政書士本田幸晴事務所 岡崎市葵町2番地23 宝ビル102 電話番号 0564-26-6599 所属支部 岡崎



登録番号 第22192635号 会員番号 第6733号 入会年月日 令和 4 年12月 1 日 山田 雅巳

務 所 行政書十山田雅巳事務所 春日井市知多町三丁目155番地 電話番号 0568-40-5499 所属支部 尾張



登録番号 第22192636号 会員番号 第6734号 入会年月日 令和4年12月1日 氏 名 坪中 正士

事 務 所 坪中行政書士事務所 名古屋市天白区大根町309番地 電話番号 052-802-2416 所属支部 昭和



会員番号 第6735号

登録番号 第22192637号 入会年月日 令和4年12月1日 氏 名 山内 柳平

事 務 所 行政書士山内事務所 小牧市堀の内二丁目220番地

電話番号 0568-72-8131 所属支部 尾張



会員番号 第6736号

登録番号 第22192638号 入会年月日 令和4年12月1日 氏 名 平田 寧

事 務 所 行政書士事務所エクプレオ 一宮市大和町戸塚字宮崎西32番地14 電話番号 0586-44-9259 所属支部 一宮



登録番号 第22192639号 会員番号 第6737号 入会年月日 令和4年12月1日 氏 名 駒田 美理

事 務 所 りりい行政書士事務所 名古屋市中区丸の内三丁目17番4号 第11KTビル4F 電話番号 052-990-2805 所属支部 中央



登録番号 第22192640号 会員番号 第6738号 入会年月日 令和4年12月1日 氏 名 杉浦 奈津美

事務所 エイタックス行政書士法人 知多オフィス

知多郡武豊町若宮153番地

電話番号 0569-74-3250 所属支部 知多



会員番号 第6739号

登録番号 第22192641号 入会年月日 令和4年12月1日 氏 名 山本 和紀

事 務 所 行政書士山本和紀事務所 名古屋市北区丸新町286番地

電話番号 052-901-1483 所属支部 西北



会員番号 第6740号

登録番号 第22192642号 入会年月日 令和4年12月1日 氏 名 河井 皇人

務 所 グローバルサポート行政書士事務所 名古屋市千種区徳川山町6丁目2番26号(ラグナヒルズレジデンスエアA602号)

電話番号 090-6975-0421 所属支部 中央



登録番号 第22192643号 会員番号 第6741号 入会年月日 令和4年12月1日 氏 名 藤田 義光

事 務 所 藤田義光行政書士事務所 名古屋市港区いろは町二丁目39番地3 電話番号 090-3858-0966 所属支部 名古屋



登録番号 第22192644号 会員番号 第6742号 入会年月日 令和4年12月1日 氏 名 鵜飼 康広

事 務 所 鵜飼行政書士事務所 稲沢市祖父江町山崎白山西35番地 電話番号 0587-97-2333 所属支部 一宮

登録番号 第23190050号 会員番号 第6743号 入会年月日 令和5年1月1日 氏 名 曽田 美奈子

事 務 所 そだ行政書十事務所 新城市字西入船30番地1 ユープラザE

電話番号

所属支部 新城



登録番号 第23190051号 会員番号 第6744号 入会年月日 令和5年1月1日 氏 名 髙栁 雄哉

事 務 所 髙栁行政書士事務所 名古屋市西区歌里町54番地(サンハイツ303号)

電話番号 090-4549-3365 所属支部 西北



登録番号 第23190052号 会員番号 第6745号 入会年月日 令和5年1月1日 氏 名 吉田 悟

事務所 行政書士吉田悟事務所 半田市新宮町5丁目226番地の4 電話番号 0569-47-5087 所属支部 知多



登録番号 第23190053号 会員番号 第6746号 入会年月日 令和5年1月1日 氏 名 福島 伸吾

事務所さくら行政書士事務所
岡崎市茅原沢町字梁野105番1電話番号090-9926-5112所属支部岡崎



登録番号 第23190054号 会員番号 第6747号 入会年月日 令和5年1月1日 氏 名 田口 和雅

事務所行政書士牟田美智代事務所
名古屋市熱田区神宮三丁目 9番14号 あさひビル 2階電話番号052-681-6006所属支部名南



登録番号 第23190055号 会員番号 第6748号 入会年月日 令和5年1月1日 氏 名 後藤 早紀

事 務 所 行政書士後藤事務所 名古屋市東区山口町3番2号 電話番号 052-325-7383 所属支部 中央



登録番号 第23190056号 会員番号 第6749号 入会年月日 令和5年1月1日 氏 名 吉川 英良

事務所 行政書士よしかわ事務所 豊田市小坂本町1丁目5番地5 YAMATO BLDG2F S-02 電話番号 050-6313-2335 所属支部 豊田



登録番号 第23190057号 会員番号 第6750号 入会年月日 令和5年1月1日 氏 名 寺西 天宏



登録番号 第23190058号 会員番号 第6751号 入会年月日 令和5年1月1日 氏 名 小田 めぐみ

事務所行政書士小田事務所
名古屋市中村区権町1番3号 チサンマンション名古屋705号電話番号080-2618-2127所属支部名古屋



登録番号 第23190059号 会員番号 第6752号 入会年月日 令和5年1月1日 氏 名 小泉 潤一郎

 事務所
 行政書士小泉潤一郎事務所 大府市一屋町二丁目88番地

 電話番号
 080-3281-4252
 所属支部 知多



登録番号 第23190060号 会員番号 第6753号 入会年月日 令和5年1月1日 氏 名 松尾 一寿

 事務所
 松尾一寿行政書士事務所

 名古屋市中区丸の内三丁目11番14号 (ローレルコート久屋大通1201号)

 電話番号
 052-961-7565 所属支部 中央



登録番号 第23190061号 会員番号 第6754号 入会年月日 令和5年1月1日 氏 名 高間 一輝

事務所行政書士法人Wewill名古屋市中区丸の内三丁目6番11号 201号電話番号052-228-6842 所属支部 中央



会員番号 入会年月日 名

登録番号 第23190062号 第6755号 令和5年1月1日 松本 修二

事 務 所 松本行政書士事務所 名古屋市千種区揚羽町1丁目1番地の1 (茶屋ヶ坂公園ハイツA-813号)

電話番号 052-712-3455 所属支部 中央

法 人 番 묽 会 員 番 号 入会年月 \mathbf{H} 法人の名 称 主たる事務所の名称 主たる事務所 主たる事務所電話番号 所 属 支 部

第2217701号 第H104号 令和4年11月7日 行政書士法人さくらグループ 行政書士法人さくらグループ 知多郡東浦町大字緒川字家下15番地の2 0562-84-4712 知多

新規法人登録入会の紹介

中央

法 人 묽 番 会 員 番 号 入会年月 \exists 法人の名称 主たる事務所の名称 主たる事務所 主たる事務所電話番号 所 属 支 部

第2216601号 第H100号 令和 4 年10月 4 日 クロスティ行政書士法人 クロスティ行政書士法人 名古屋市中区錦三丁目15番15号 052-950-2100

法 人 番 号 会 員 番 묽 入会年月 日 法人の名 称 主たる事務所の名称 主たる事務所 主たる事務所電話番号 所 属 支

第2216701号 第H101号 令和 4 年10月11日 行政書士法人善 行政書士法人善 名古屋市北区辻町二丁目69番地の6 052-938-7630 西北

法 人 番 会 番 員 入会年月 法人の名 主たる事務所の名称 主たる事務所 主たる事務所電話番号 所 属 支 部

묽 第2216801号 号 第H102号 令和 4 年 6 月23日 日 称 行政書士法人TMC 行政書士法人TMC 豊橋市駅前大通一丁目55番地 0532-57-3030 東三

法 号 人 番 묽 会 昌 番 入会年月 日 法人の名称 主たる事務所の名称 主たる事務所 主たる事務所電話番号 0586-64-7301 所 属 支 部

第2216501号 第H103号 令和4年8月8日 行政書士法人みらいへ法務事務所 行政書士法人みらいへ法務事務所 一宮市泉2丁目5番14号Verede泉A 一宮

法人会員の変更案内

第2211401号

法 人 番 号 会 員 番 묶 法人の名称 主たる事務所の名称 従たる事務所の名称 従たる事務所所在地

従たる事務所電話番号 社 員 (加入) 変 更 事 曲 所 属 支 部

法 人 番 号 会 員 番 号 法人の名称 主たる事務所の名称 従たる事務所の名称 従たる事務所所在地 従たる事務所電話番号 社員の所属事務所

更 事 由 所 属 支 部

第H97号 行政書士法人相続の窓口 行政書士法人相続の窓口 行政書士法人相続の窓口 大曽根支店 名古屋市北区大曽根四丁目17番23号 イトーピア大曽根ビル2F

052-875-7123 西田 摩里子 社員の加入 名南

第1704701号

第H45号 行政書士法人中村事務所 行政書士法人中村事務所 行政書士法人中村事務所 一宮オフィス 一宮市栄一丁目11番16号マースビル502号室

0586-26-1180 島田 佳織 社員の所属事務所 名古屋

第2102601号

第H72号

法 人 番 号 会 員 番 묶 法人の名称 主たる事務所の名称 使用人(退職) 社 員 (加入) 社 員 (脱 退) 変 更 事 由

行政書士法人F&PartnersCENTRAL 淺井 美樹 淺井 美樹 岩田 武人

使用人の退職、社員の加入、 社員の脱退

行政書士法人F&PartnersCENTRAL

中央 所 属 支

法 人 番 会 員 番 号 主たる事務所の名称 従たる事務所の名称 社 員 (脱 退)

更

所 属

変

号 第2103802号 第H74号

法 人 の 名 称 スクエアワン行政書士法人 スクエアワン行政書士法人 スクエアワン行政書士法人 名古屋支店 宮内 隆一

従たる事務所の廃止、社員の脱退

中央 支 部

由

法 人 番 会 番 員 号

事

号 第2201701号 第H87号

主たる事務所の名称 主たる事務所所在地

法 人 の 名 称 エイタックス行政書士法人 エイタックス行政書士法人 名古屋市中区丸の内三丁目6番4号 リバーパーク丸の内8階A号

従たる事務所の名称 使用人(雇用)

エイタックス行政書士法人 知多オフィス 従たる事務所所在地 知多郡武豊町字若宮153番地 後藤 隆太、杉江 晃一、 杉浦 奈津美

変 事 所 属 支

由 使用人の雇用 部 中央

退会者のお知らせ

令和5年1月25日現在

支部		氏	名		退会日
名古屋	中	村	富	彦	令和 4 年11月24日
東名	近	藤	裕	介	令和4年12月7日
西尾	荒	Ш		啓	令和 4 年12月 9 日
碧海	渡	邊	満	男	令和 4 年12月14日
尾張	橋	本		満	令和 4 年12月28日
碧海	榊	原	行	隆	令和 4 年12月28日
中央	宮	下		優	令和 4 年12月31日
名南	Л	村	高	弘	令和 4 年12月31日
尾張	桑	垣	憲	三	令和 4 年12月31日
海部	垣	見	明	廣	令和5年1月31日

ご逝去会員のお知らせ

森下洋樹 昭 和支部 会員 東 三支部 清水達雄 会員 東 三支部 山田 静明 会員 名 南支部 西原 明 男 会員 名古屋支部 佐々木 健 会員 中 央支部 今 井 博 幸 会員

令和 4 年11月10日ご逝去 (享年55歳) 令和 4 年11月24日ご逝去 (享年89歳) 令和 4 年12月15日ご逝去 (享年89歳) 令和 4 年12月18日ご逝去 (享年66歳) 令和5年1月16日ご逝去 (享年56歳) 令和5年1月21日ご逝去 (享年59歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会 会長 前田 望

事務所の変更案内

支部	会員名(上)·事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	山内 隆史	名古屋市千種区今池四丁目 6 番18号 SBP今池ビル 7 階	464-0850	052-734-2110	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	後藤 貴絵	名古屋市中区松原三丁目 7 番15号 光葉ビル101号	460-0017		事務所所在地
中央	森部 泰司	名古屋市中区松原三丁目 7 番15号 光葉ビル101号	460-0017		事務所所在地
中央	宮内 隆一			080-7189-5025	事務所電話番号
西北	伊藤 央	名古屋市北区柳原一丁目17番7号	462-0845		事務所所在地
西北	太田 彩乃 行政書士法人善			052-938-7630	事務所名称、 事務所電話番号
名古屋	斉藤 正樹	名古屋市中村区中村町6丁目5番地の8 (エーデルハイムB)	453-0053		事務所所在地
名古屋	陸 遥	名古屋市中村区中村町6丁目5番地の8 (エーデルハイムB)	453-0053		事務所所在地
名古屋	西井 康浩	名古屋市中村区名駅四丁目26番25号 メイフィス名駅ビル12階	450-0002		事務所所在地
名古屋	安田 幸司 広小路総合行政書士事務所	名古屋市中村区名駅南一丁目20番12号 ヨンゴービル 2 階	450-0003		事務所名称、 事務所所在地
昭和	岡村 祥吾	名古屋市昭和区桜山町 5 丁目99番地 6 桜山駅前ビル 4 階	466-0044		事務所所在地
昭和	城石 泰夫			050-6875-0519	事務所電話番号
東名	中村 幸司	名古屋市守山区下志段味五丁目2005番地	463-0003		事務所所在地
東名	山田 稔	名古屋市守山区桜坂三丁目1003番地	463-0018		事務所所在地
東名	松村 育代 SR行政書士事務所	- 尾張旭市旭ケ丘町旭ケ丘5668番地84	488-0083	0561-58-4666	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
東名	森 浩昭	名古屋市守山区下志段味五丁目1616番地	463-0003		事務所所在地

支部	会員名(上)·事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
東名	竹内 朋行			050-5530-3702	事務所電話番号
東名	森下 満	名古屋市守山区八反10番49号	463-0063		事務所所在地
尾張	小川 和則	春日井市篠木町8丁目2968番地1	486-0851	0568-41-8795	事務所所在地、 事務所電話番号
尾張	丹羽 一貴	小牧市常普請三丁目55番地 堀尾エルコートB206号室	485-0044		事務所所在地
一官	井戸 淳午 行政書士法人みらいへ法務事務所				事務所名称
一官	小野 貴行 行政書士法人みらいへ法務事務所				事務所名称
一宮	島田 佳織 行政書士法人中村事務所 一宮オフィス	一宮市栄一丁目11番16号 マースビル502号室	491-0858		事務所名称、 事務所所在地
知多	大川 朋子 行政書士法人さくらグループ	知多郡東浦町大字緒川字家下15番地の2	470-2102		事務所名称、 事務所所在地
知多	横山 求 行政書士法人さくらグループ	知多郡東浦町大字緒川字家下15番地の 2	470-2102		事務所名称、 事務所所在地
知多	岡田 晋太郎			0569-89-9358	事務所電話番号
岡崎	池渕 寛太 行政書士池渕事務所	岡崎市竜美旭町12番地11 グローリアス竜美ヶ丘101	444-0877	0564-64-0710	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
豊田	鈴木 由美	豊田市栄町7丁目3番地3	471-0066		事務所所在地
碧海	文野 聖士	安城市美園町 1 丁目12番地 1	446-0076		事務所所在地
東三	松木 輝義 行政書士法人TMC	豊橋市駅前大通一丁目55番地 ココラフロントサーラタワー 6 階	440-0888	0532-57-3030	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
東三	和仁 和実 行政書士法人TMC				事務所名称
東三	中尾 健人			0532-73-2206	事務所電話番号



COSMOS通信3月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

場

セミナー・相談会の開催報告

令和 4 年11月30日(水) 午後 1 時~ 4 時 場 春日井総合福祉センター 小ホール

セミナー 成年後見セミナー

加者 17

講 師 平松支部長

相談員:佐藤管轄長 堀 己喜男会員 相 談 숲

丹羽 友道会員

相談者: 2名

日 令和 4 年12月 1 日休

午後 1 時30分~ 4 時30分

場 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室

(愛知県大府市)

相談員:伊福副支部長 西村 伸会員 相 談

相談者: 3名

令和 4 年12月 8 日休) 午後 1 時30分~ 4 時 \Box

場 所 小牧市役所

相 相談員:平松支部長 丹羽 友道会員 談 슾

相談者: 4名

令和 4 年12月20日(火) 午後 1 時~ 4 時 日

場 北名古屋市

相談 相談員:村下 郁澄会員 池山 正彦会員

相談者: 2名

H 令和5年1月5日休

午後 1 時30分~ 4 時30分

場 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室 所

(愛知県大府市)

相談員:柴田副支部長 山野 伊紀会員 相 談

相談者: 3名

令和5年1月5日休 日

午後 1 時30分~ 3 時30分

場 江南市役所西分庁舎 所

相 談 相談員:東 芳幸会員 池山 正彦会員 숲

相談者: 0名

令和5年1月16日(月) 午後1時~4時 \Box

場 岩倉市役所市民相談室 所

相談員:松井 俊幸会員 中島 崇会員 相 談 숲

相談者: 0名

セミナー・相談会の開催予定

日 時 令和5年3月2日休

午後 1 時30分~ 4 時30分

場 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室

(愛知県大府市)

相談会 成年後見等無料相談会 時 令和5年3月8日(水) 午後1時~3時30分

所 豊橋総合福祉センターあいとぴあ

成年後見セミナー

劇団コスモスあいちによる寸劇

時 令和5年3月14日火 午後1時~3時 日

場 北名古屋市東庁舎 所

成年後見等無料相談会 相談会

時 令和5年3月16日休 午後1時~3時 H

場 所 扶桑町老人憩いの家

相談会 成年後見等無料相談会

日 令和5年3月22日(水) 午後1時~4時

レディヤンかすがい 場 所 相談会 成年後見等無料相談会

日 令和5年4月6日休

午後 1 時30分~ 4 時30分

場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室

(愛知県大府市)

相談会 成年後見等無料相談会

令和5年4月6日休 日

午後 1 時30分~ 3 時30分

場 所 江南市役所西分庁舎

相談会 成年後見等無料相談会

 \Box 時 令和5年4月13日休

午後 1 時30分~ 4 時30分

所 小牧市役所新庁舎2階

成年後見等無料相談会 相談会

令和5年5月8日(月) 午後1時~4時 日 時

場 岩倉市役所市民相談室 所

相談会 成年後見等無料相談会

時 令和5年5月11日休 Н

午後 1 時30分~ 4 時30分

場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室

(愛知県大府市)

相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和5年5月17日(水) 午後1時~3時

所 犬山市役所会議室

相 談 会 成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前 までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局

TEL 052 - 908 - 3022

あとがき

今年はいろいろな法改正の影響が顕著に表れる1年になると感じています。民法の相続法に関する改正に続き、不動産の名義に関する法改正など行政書士が必要とされる場面が増えることと思います。

また、行政のデジタル化も行政書士として必須の項目であり、課題が多いとともに大きなチャンスともなります。

私たち広報部も、このような変化の年に多くのチャンスを生かすべく、広報活動を通じてご協力してまいります。

広報部 中村 修一

《今月の表紙》 「豊田市美術館」

豊田市美術館は、19世紀後半から現代までの美術、デザインや工芸のコレクションを有する美術館として1995年に開館しました。以来、鑑賞者一人ひとりが作品と対話し、それぞれの作品との関係をつくっていただく場となることを目指して、コレクションの形成、同時代の作家たちとの展覧会やコミッションワーク、市民とともに歩む教育普及活動などを展開してきました。

当館の設計は、美術館建築で名高い谷口吉生、庭園はアメリカのランドスケープ・アーキテクト、ピーター・ウォーカーによるものです。

写真:田守瞳撮影

文:豊田市美術館ホームページより抜粋・引用

			会報	317号	担当		
広	報	部	担	当副会	長	小柳潭	津えみ
			部		長	伊藤	直仁
			次		長	水野	悠
			部		員	鈴木	里佳
			部		員	中村	修一
会執	逐員	会	委	員	長	長峰	均
			副	委 員	長	森	優子
			本	号担当委	員		
				(表紙)		田守	瞳
				(会員訓	訪問記)	土井	孝仁

 会報317号
 令和5年3月1日発行

 発行人前田
 望

 編集人伊藤 直仁

 発行所 愛知県行政書士会

 〒461-0004

 名古屋市東区葵一丁目15番30号

 TEL〈052〉931-4068(代)

 FAX〈052〉932-3647

 E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

 http://www.aichi-gyosei.or.jp

 印刷所日大印刷株式会社

愛知県行政書士会 令和5年度第73期定時総会

日程 令和5年5月30日(火)

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

愛知県行政書士政治連盟 令和5年度定期大会

日程 令和5年5月30日(火) 定時総会終了後

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
- 自転車と歩行者との衝突
- 自転車が引き起こした物損事故
- *自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が 60万円を超えないものが対象になります。

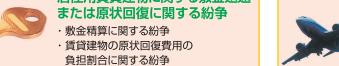


居住用賃貸建物に関する敷金返還



愛護動物(ペットその他の動物)に 関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争





外国人の職場環境・教育環境に 関する紛争

- 外国人に対する職場ハラスメント
- 外国人の職場での待遇についての不満
- ・外国人の就学者に対するいじめ
- ・外国人就学者から学校へのクレーム
- *職場・学校における外国人に対する宗教、 環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

a) 運 営 主 体: 愛知県行政書士会(所管):

行政書士ADRセンター愛知運営委員会

b) 実施主体:運営委員会が選任した手続実施者 c) 実施場所:名古屋市東区葵一丁目15番30号 愛知県行政書士会館

d) 実 施 日:毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで (祝日・休日・年末・年始は休み)

- ●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。 (認証番号No.62)
- ●当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けて いただきます。
- ●当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出して いただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分